# T-Connect 利用規約

T-Connect 利用規約(以下、「本規約」といいます)は、トヨタコネクティッド株式会社(以下、「TC」といいます)およびトヨタ自動車株式会社(以下、「TMC」といい、TCおよび TMCを総称して「当社」といいます)が提供する自動車向け情報通信サービス「T-Connect」およびそのオプションサービス(以下、これらを総称して「T-Connect」といいます)の利用条件を定めるものです。

# 第1条 (本規約の適用範囲等)

- 1. 本規約は、T-Connect を利用する契約者等(第3条にて定義します。以下、同じです)と当社との間のT-Connect の利用に関する関係一切に適用されます。
- 2. 当社は、T-Connect の利用条件等に関して、別途個別の規約(以下、「個別規約」といいます)を設けることがあります。個別規約は、本規約と一体となり、その一部を構成するものとし、契約者等は、T-Connect を利用する際には、本規約に加えて個別規約の定めも遵守するものとします。ただし、本規約と個別規約の定めが矛盾または抵触する場合には、個別規約の定めが優先して適用されるものとします。

# 第2条 (本規約等の変更)

- 1. 当社は、本規約および個別規約(以下、これらを総称して「本規約等」といいます)を、契約者(第3条にて定義します。以下、同じです)への通知および契約者の同意を得ることなく、変更することができるものとします。ただし、関係法令等に基づき契約者の同意を得ることが必要となる変更を行う場合は、当社の定める方法で契約者の同意を得るものとします。
- 2. 当社は、前項に基づき本規約等を変更する場合には、変更後の本規約等の内容およびその効力発生時期を、当該効力 発生日の7日前までに、以下に掲載する方法で周知するものとします。

https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/

# 第3条 (定義)

- (1) 契約者: 当社との間で T-Connect の利用に関する契約を締結した者をいいます。
- (2) T-Connect 利用契約: 当社と契約者との間で成立する T-Connect の利用に関する契約をいいます。
- (3) 基本サービス: T-Connect のうち、別紙1の別表 1A~F「基本サービス」に記載の各サービスおよび当社が「T-Connect」の名称で対象車両向けに提供するその他のサービス(オプションサービスを除きます)を総称していいます。
- (4) オプションサービス: T-Connect のうち、別紙1の別表 1A~F「オプションサービス」に記載の各サービスを総称していいます。
- (5) T-Connect 基本契約: T-Connect 利用契約のうち、当社と契約者との間で成立する基本サービスの利用に関する契約をいいます。
- (6) オプションサービス契約: T-Connect 利用契約のうち、当社と契約者との間で成立するオプションサービスの利用に関する契約をいいます。
- (7) オプションサービス提供事業者: TC または TMC のうち、各オプションサービスの提供主体となる者をいいます (TC および TMC が共同でオプションサービスを提供する場合には、当該オプションサービスに係るオプション サービス提供事業者とは、TC および TMC を総称していいます)。
- (8) 利用車両:契約者が所有または利用等する権限を有するトヨタブランドの対象車両のうち、T-Connect 利用契約に基づき、T-Connect を利用する車両として指定された車両をいいます。
- (9) 車両利用者: 第8条第1項の定めに基づき契約者から利用車両における T-Connect の利用を許諾された者をい

います(契約者自身を含みません)。

- (10)権限受領者:第8条第2項の定めに基づき契約者から T-Connect の利用権限を付与された者をいいます(契約者自身を含みません)。
- (11)契約者等:契約者、車両利用者および権限受領者を総称していいます。
- (12) 「TOYOTA アカウント」: 各種連携サービスをご利用いただける TMC 発行のお客様認証サービスです。
- (13) T-Connect ID: 契約者に発行される契約 ID をいいます。
- (14) 車載機:利用車両搭載のカーナビゲーション端末またはディスプレイ付オーディオ端末のうち、T-Connect を利用できるものをいいます。
- (15)情報通信端末:携帯電話、パソコン、スマートフォンその他当社所定の情報通信端末をいいます (DCM を含みません)。動作確認済の携帯電話、スマートフォンについては、こちら (https://g-book.com/pc/etc/fag/mobile/n/top.html) からご確認いただけます。
- (16) DCM: 対象車両に搭載する自動車装着専用データ通信モジュールをいいます。なお、DCM におけるデータ通信は、 第4条第4項に規定する場合を除き、TC により提供されます。詳細は、DCM 通信サービスに関する重要事項説 明書をご確認ください。
- (17)通信機: DCM および動作確認済の携帯電話、スマートフォンをいいます。
- (18) センター: T-Connect を運営・提供するために、TC が管理し、運用し、または保有するシステムおよび運営組織をいいます。
- (19)位置情報:車載機および DCM よりセンターに対して情報を送信した時点における利用車両のおおよその所在場所の情報をいいます。
- (20)契約データ:契約者(契約者が法人である場合には、契約者の担当者を含みます)の氏名・名称、住所、電話番号およびメールアドレス等の契約者に関する情報、ならびに契約者の T-Connect 利用契約の内容および利用状況等 T-Connect 利用契約に関する情報で、T-Connect の個人情報等の取得と利用について

(https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/) に定めるものをいいます。

- (21) 車両データ:利用車両の車名・車体(車台)番号等の車両に関する情報、利用車両の走行距離・位置情報等の走行状況に関する情報および利用車両の警告の表示情報等の車両状態に関する情報で、T-Connect の個人情報等の取得と利用について(https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/)に定めるものをいいます。
- (22) My TOYOTA (WEB): T-Connect に関する契約者向けのウェブサイトをいいます。
- (23) My TOYOTA+: TMC が My TOYOTA+の名称で提供する T-Connect の一部サービスの利用に必要なスマートフォン 用アプリケーションをいいます。
- (24) 関係機関:警察および消防等の機関をいいます。
- (25) 緊急事態:以下の場合をいいます。
  - ① 交通事故、急病その他の事由により利用車両の乗員等を医療機関その他の場所へ緊急に搬送する必要が発生した場合
  - ② 利用車両の乗員等の生命・身体が重大な危険に晒されるような切迫した事態が発生した場合
  - ③ 交通事故等による利用車両の損壊があった場合、または火災が発生した場合
- (26)自動通報:エアバッグの展開等と連動して、通信機から自動的になされる通報をいいます。
- (27) 手動通報:ボタンの押下等の手動操作により、通信機からなされる通報をいいます。
- (28) 盗難発生警報装置:利用車両に搭載される機器であり、利用車両に盗難が発生した場合、または盗難発生の蓋然性を有する事象が発生した場合、音または音および灯光等により、利用車両の車外へ警報を発すると共に、車載機および DCM に対して、盗難発生または盗難発生の可能性に関する警報信号を送る装置をいいます。
- (29) 通報:緊急事態発生時に、自動通報または手動通報によりなされる、車両位置等のデータおよび音声を含む発信をいいます。

- (30) 車載機専用アプリ: Apps 上で利用できる車載機専用のアプリケーションをいいます。なお、車載機専用アプリ を利用するには、TC または車載機専用アプリ提供事業者が当該車載機専用アプリの利用に関して別途定める規 約を遵守する必要があります。
- (31) 車載機専用アプリ提供事業者:車載機専用アプリを提供する事業者(TC を含みません)をいいます。
- (32) 車載機専用アプリ提供事業者サービス: 車載機専用アプリ提供事業者が提供する、アプリケーションおよび コンテンツ等のサービスをいいます。
- (33)協業サービス: T-Connect の全部または一部と連携する他社の提供するサービスをいいます。
- (34)協業事業者:協業サービスを提供する事業者をいいます。
- (35) 取次先サービス: T-Connect を通じて当社が取次ぎを行うことのできる他社の提供するサービスをいいます。
- (36) 取次先事業者: 取次先サービスを提供する事業者をいいます。
- (37)外部サービス: Apps の全部または一部と連携するアプリケーションおよびコンテンツ等で、Apps 以外のサービスをいいます。
- (38)外部サービス提供者:外部サービスを提供する者をいいます。
- (39)外部サービス契約:外部サービスに関する契約をいいます。
- (40)外部サービス連携機能:外部サービスと連携するための Apps の機能をいいます。
- (41)販売店:契約者が利用するトヨタブランドの車両を購入した販売店(車両を販売する法人を指すものとし、法人の全ての事業所(店舗)を含みます、以下同じです)、および契約者または車両利用者が指定した販売店をいいます。

# 第4条 (T-Connect 利用契約の申し込み)

- 1. T-Connect 利用契約は、利用車両 1 台ごとに、契約者と当社(ただし、オプションサービス契約については、オプションサービスの提供事業者)との間で成立するものとし、これに反する申し込みを行うことはできません。
- 2. T-Connect 利用契約の締結を申し込もうとする者(以下、「申込者」といいます)は、本規約等の定めを理解し、これを承諾したうえで、当社所定の方法に従い、T-Connect 利用契約の締結を申し込むものとします。また、T-Connect 基本契約の契約者または申込者が、新たにオプションサービス契約の締結を申し込む場合も、同様とします。
- 3. T-Connect の申し込みに必要な情報の全部または一部を提供しない場合、または本規約等に同意しない場合には、T-Connect 利用契約の締結を申し込むことはできません。
- 4. T-Connect エントリーまたは T-Connect スタンダード利用契約の申し込みを行った場合には、KDDI 株式会社(以下、「KDDI」といいます)に対して、KDDIの「カーテレマティクス向けモジュールに関する通信特約」に定める通信サービス契約にお申し込みいただいたことになります。DCMにおけるデータ通信は、KDDIにより提供されます。
- 5. 一部の申込方法およびサービスプランにおいては、T-Connect 利用契約の申し込み、締結および契約継続のためには、「TOYOTA アカウント」および T-Connect ID との連携が必要であり、申込者および契約者は、自己の責任と費用負担において、「TOYOTA アカウント」を取得し、保有するものとします。
- 6. 前項に定める場合のほか、申込者および契約者は自己の責任と費用負担において、「TOYOTA アカウント」を取得し、 自らの「TOYOTA アカウント」と T-Connect ID を連携させるものとします。なお、「TOYOTA アカウント」と T-Conne ct ID との連携を行っていない場合、T-Connect のサービスが制限して提供されることがあり、申込者および契約者 はあらかじめこれを承諾します。
- 7. 「TOYOTA アカウント」の利用に関しては、TOYOTA アカウント利用規約(https://id.toyota/commonTerms/content /)(以下、「TOYOTA アカウント規約」といいます)が適用され、申込および契約者は、本規約と抵触しない限りにおいて、TOYOTA アカウント規約の定めるところに従うものとします。

# 第5条 (T-Connect 利用契約の成立)

- 1. T-Connect 利用契約は、前条第2項の申し込みがTCに到達した後、当社が当該申し込みを承諾したときに成立するものとします。なお、申込者が当該申し込みを行ったT-Connectのサービスを利用することができる状態となった場合には、その時点で、当社が承諾をしたものとみなします。
- 2. TMC は、TC に対し、T-Connect 利用契約に関する、申し込みの諾否、変更、解約、解除およびその他の意思表示(本規約等において TC および TMC が意思表示することとされているものを含みます)について包括的に委任するものとし、TMC の顕名の有無を問わず、TC による当該意思表示については、TMC にその効果が帰属するものとします。

# 第6条 (契約書面等の交付方法)

- 1. TC は、警備業法および電気通信事業法に基づいて契約締結前後にお渡しする書面について、当該書面の交付に代えて、当社指定ウェブサイト (https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/) において PDF 形式 (Adobe Reader で 閲覧可能な状態) で掲載することにより当該書面に記載すべき情報を提供します。
- 2. 前項の規定にかかわらず、契約者は、末尾記載の T-Connect サポートセンターに連絡をすることで、前項の書面の 交付を求めることができるものとします。

# 第7条 (T-Connect のサービス内容)

- 1. T-Connect は、日本国内で提供される対象車両向けの情報通信サービスであり、基本サービスおよびオプションサービスにより構成されます。
- 2. 基本サービスおよびオプションサービスの内容は、別紙2または各オプションサービスの個別規約に定めるところ によります。利用者は、これらに定める利用条件等に従って各サービスを利用するものとします。
- 3. オプションサービスを利用するためには、T-Connect 基本契約に加えてオプションサービス契約の締結が必要です。オプションサービスは、T-Connect 基本契約の締結を前提として提供される付加的なサービスであり、T-Connect 基本契約の締結を申し込むことなく、オプションサービス契約の締結のみを申し込むことはできません。また、T-Connect 基本契約が終了した場合には、オプションサービス契約も同時に終了します。
- 4. 当社は、T-Connect のサービスの一部または全部をいつでも変更または終了することができるものとします。ただし、 当該変更または終了が契約者等に重大な影響を及ぼすものと認められる場合、当社は、あらかじめ当該変更または終 了の内容および時期を契約者に周知するよう努めるものとします。

### 第8条(T-Connect の利用範囲)

- 1. 契約者は、自ら T-Connect を利用することができるほか、自己の責任と費用負担において、利用車両を使用する第三者(車両利用者)に対して当該利用車両の使用に伴い T-Connect の各サービスを利用させることができます。ただし、T-Connect のサービスによっては、車両利用者が利用できないものもありますので、あらかじめご了承ください。
- 2. 前項に定めるほか、一部のサービスプラン(https://toyota.jp/tconnectservice/service/sp\_app.html)においては、契約者は、自己の責任と費用負担において、My TOYOTA+を用いて、「TOYOTAアカウント」を保有する第三者(権限受領者)に対して T-Connect のうち当社指定のサービスの一部機能を利用する権限を付与することができます(以下、「リモートサービスのシェア」といいます)。ただし、権限受領者が利用できるサービスの範囲・内容は、利用車両、車載機および通信機の有無や種類ならびに契約者の契約形態、利用権限の付与状態により異なります。なお、契約者および権限受領者は、My TOYOTA+を利用する際には、TMC が My TOYOTA+の利用条件等に関し別途設ける個別の規約がある場合には当該個別の規約の定めを遵守するものとします。
- 3. 契約者は、車両利用者または権限受領者が車載機または情報通信端末を通じて契約データまたは車両データを閲覧することができることを理解し、これを承諾のうえ、車両利用者に T-Connect を利用させ、または権限受領者にリ

モートサービスのシェアを行うものとします。

- 4. 契約者は、車両利用者および権限受領者をして、本規約等の定めを理解させ、これを遵守させるものとします。また、 車両利用者および権限受領者が行った行為については、契約者自らが行った行為とみなされ、契約者は、当該行為に ついて一切の責任を負うものとします。
- 5. 契約者が第三者との間で別途締結する利用車両の貸渡契約(契約の名称を問いません。以下、本項において同じです)に基づき、当該第三者(車両利用者)に対して利用車両の使用に伴い T-Connect を利用させる場合には、契約者は、当該第三者(車両利用者)に対して、当該貸渡契約の中で、本規約等の各条項を周知するとともに、これを遵守させる義務を課すものとします。
- 6. 契約者と車両利用者または権限受領者との間で紛争が発生した場合、当該紛争は当事者間で解決されるものとし、当社は、一切の責任を負いません。

# 第9条 (必要機器・ID 等の管理)

- 1. 契約者等は、T-Connect の利用に必要な車載機、通信機その他周辺機器の通信回線を自己の責任と費用負担で用意し、 また、T-Connect の利用に別途通信費および通話料を要する場合にはこれを自ら負担するものとします。
- 2. 契約者は、T-Connect の利用にあたり必要となる ID、パスワードその他の暗証番号(以下、総称して「ID 等」といいます)を自ら責任をもって管理するものとし、当該 ID 等を使用してなされた一切の行為およびその結果について、その行為を自らなしたか否かを問わず、一切の責任を負うものとします。
- 3. 契約者は、本規約等で許容される場合を除き、自己の ID 等を、第三者に対して譲渡、貸与、公表等し、またはその他の方法で第三者に使用させてはならないものとします。

# 第10条 (T-Connect の提供の一時的な中断)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、契約者に対し事前に通知することなく、T-Connect の一部または全部の提供を一時的に中断することがあります。

- (1) T-Connect またはそれに関連するシステムの保守を、定期的にまたは緊急に行う場合
- (2) 火災、停電等により T-Connect の提供ができなくなった場合
- (3) 地震、噴火、洪水、津波等の天災または疫病の流行等の不可抗力により T-Connect の提供ができなくなった場合
- (4)戦争、暴動、騒乱、労働争議等により T-Connect の提供ができなくなった場合
- (5) 法令または管轄官公庁の要請に基づく場合
- (6) 通信サービスが停止した場合または車載機もしくは通信機の使用環境等の事情により通信障害が生じた場合
- (7) その他運用上もしくは技術上 T-Connect の提供の一時的な中断が必要な場合

# 第11条 (利用料金の支払い)

- 1. 契約者は、T-Connect 基本契約に基づき、基本サービスの利用料金として別紙1に定める金額(それに対する消費税および地方消費税を含み、以下、「T-Connect 基本利用料」といいます)を、当社に対して支払うものとします。
- 2. 契約者は、各オプションサービス契約に基づき、オプションサービス利用料金として各オプションサービスの個別 規約に定める金額(それに対する消費税および地方消費税を含み、以下、「オプションサービス利用料」といいま す)を、オプションサービス提供事業者に対して支払うものとします。
- 3. T-Connect 基本利用料およびオプションサービス利用料(以下、これらを総称して「本件料金」といいます)の支 払方法および支払期日は、別紙1に定めるところに従うものとします。ただし、各オプションサービスの個別規約 に別段の定めがある場合には、当該個別規約の定めに従うものとします。
- 4. 契約者が指定口座振込による支払いを行う場合において、契約者の支払った金額が本件料金および当社と契約者と の取引に基づき当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、当社が適当と認める順序、方法に

よりいずれの債務にも充当することができるものとします。

- 5. T-Connect 利用契約の全部または一部が、解約、解除またはその他事由のいかんを問わず終了した場合であっても、 当社は、既に支払われた本件料金の払い戻しを行いません。ただし、本規約または個別規約で別段の定めがある場合 は、この限りでありません。
- 6. T-Connect 利用契約の全部または一部が、解約、解除またはその他事由のいかんを問わず終了した場合で、当該終了した時点で、契約者が当該終了した契約に基づき、またはそれに関連して、当社またはオプションサービス提供事業者に対して債務(本件料金の支払債務を含みますが、これに限られません)を有するときには、契約者は、当該債務について当然に期限の利益を喪失し、直ちに当社またはオプションサービス提供事業者に対して当該債務を支払うものとします。
- 7. 解約、解除、契約期間満了その他事由のいかんを問わず T-Connect 利用契約が終了した日から最大 3 日間は T-Connect の一部のサービスがご利用いただける状態が継続している場合があります。その場合であっても、当社は、契約が終了した日以降の T-Connect 基本利用料およびオプションサービス利用料は請求しません。

# 第12条 (個人情報等の取扱い)

- 1. 当社は、T-Connect の提供にあたり取得した契約者等の個人情報を T-Connect の個人情報等の取得と利用について (https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/) に従い、適切に取り扱います。
- 2. 当社は、契約者等の個人情報を、T-Connect の個人情報等の取得と利用について (https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/) に定めるところにより、第三者に提供することがあり、契約者等 はこれを確認のうえ、内容に同意するものとします。

# 第13条 (知的財産権)

T-Connect を通じて契約者等に提供される情報およびコンテンツ等に関する著作権、商標権および意匠権等の知的財産権は、当社その他正当な権限者に帰属するものとし、契約者等は、当該コンテンツ等を複製、改変、頒布、譲渡、貸与または公衆送信(送信可能化を含みます)等し、またはその他の方法で当社または第三者の知的財産権を侵害してはならないものとします。

# 第14条 (禁止行為)

契約者は、T-Connect の利用に際し、自らならびに車両利用者または権限受領者をして次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。

- (1) 当社または第三者の権利、財産もしくはプライバシーを侵害する行為
- (2) 当社または第三者の名誉もしくは信用を棄損する行為
- (3) 当社に対して虚偽または不正確な事実を提供する行為
- (4) 著しく粗野または乱暴な行為
- (5) T-Connect の提供に従事する者の名誉、信用を棄損しもしくはその性的羞恥心を害する行為
- (6) T-Connect の提供に係る設備機器・システム等に対して過度な負担を与える行為、または当該設備機器・システム等を分解・改造等する行為
- (7) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、または書き込む行為
- (8) 当社による T-Connect の提供または運営を妨害する行為、またはそのおそれのある行為
- (9) 利用車両の走行中に運転者に車載機を操作させる等、利用車両の安全運転に支障を及ぼすおそれのある態様で T-Connect を利用する行為
- (10) 法令または公序良俗に違反する行為
- (11) 本規約等の定めに違反する行為

# (12) その他当社が不適切と判断する行為

# 第15条 (変更の届出)

- 1. 契約者は、氏名、住所、電話番号、クレジットカード番号その他当社への届出内容に変更があった場合、当社所定の方法に従い、速やかに当社に対して変更届出を行うものとします。
- 2. 第4条に定める「TOYOTA アカウント」と T-Connect ID との連携を行っている契約者が「TOYOTA アカウント」に登録されている情報のうち、前項の届出事項に該当する情報について、TMC 所定の方法で「TOYOTA アカウント」の登録情報の変更届出を行ったときは、前項の届出が行われたものとして取り扱います。
- 3. 契約者が第1項の届出を怠ったことにより契約者等に損害・損失等が発生した場合であっても、当社は、一切責任を 負いません。

# 第16条 (利用車両譲渡時等の取扱い)

- 1. 契約者は、第三者への譲渡または棄損・滅失等により利用車両を所有・利用等しなくなった(以下、「譲渡等の事実」といいます)場合には、直ちに当社所定の手続きにより、譲渡等の事実を当社に届け出るものとします。
- 2. 当社において前項の届出受付処理を行った日もしくは前項の届出が当社に到達した日から起算して5営業日目のいずれか早い日、または前項の届出の有無にかかわらず当社が譲渡等の事実を知った時点で、T-Connect 利用契約は当然に終了します。
- 3. 当社は、契約者のプライバシーを保護し、また、利用車両の安全を確保するため、契約者の利用車両の譲渡等の事実 の有無を確認することを目的として、一般財団法人自動車検査登録情報協会の提供する自動車検査登録情報提供サ ービス(以下、「AIRIS」といいます)を利用できるものとします。
- 4. 当社が、AIRIS により契約者の利用車両について下記のいずれかに該当することを検知した場合、抹消、一時抹消あるいは変更の各登録のされた日の属する月の翌々月末日に、T-Connect 利用契約は当然に終了します。
  - (1) 利用車両について抹消登録がされたこと
  - (2) 利用車両について一時抹消登録がされたこと
  - (3) 利用車両の「使用者の氏名または名称」および「使用者の住所」の双方の内容が同月内に変更登録されたこと。 ただし、利用車両の「使用者の氏名または名称」および「使用者の住所」の双方が変更登録された日の属する月 の前月から翌々月末日の前日 18 時までの間に、当社に対し、第 15 条に基づき住所、氏名その他当社所定の項 目のうちいずれかの変更届出があった場合を除く。
- 5. 前項に基づく T-Connect 利用契約の終了により契約者等に損害・損失等が発生した場合であっても、当社は、当該損害・損失等について一切の責任を負いません。
- 6. 契約者は、利用車両を第三者へ譲渡または貸与する等自己の直接占有から離脱させる場合、自己の責任と費用負担に おいて、車載機または通信機に入力された契約データおよび車両データのすべてを、所定の手続きにより消去するも のとします。万が一、契約者が所定の手続きを経ずに、または所定の手続きを正しく行わずに、車載機に入力された 契約データおよび車両データが第三者に閲覧された場合または漏洩した場合であっても、当社は、一切の責任を負い ません。
- 7. 契約者は、譲渡等の事実が発生した場合、利用車両の新たな所有者および占有者の同意がない限り、いかなる手段によっても、当該利用車両の車載機または通信機に蓄積されるデータにアクセスしてはならないものとします。
- 8. 契約者が第1項、第6項または第7項の定めに違反したことにより第三者に損害が発生し、または第三者との間で紛争が生じた場合には、契約者は、自己の責任と費用負担において、当該損害を賠償し、または紛争を解決するものとし、当社はこれらについて一切の責任を負いません。

# 第17条 (契約期間)

本規約等に別段の定めがない限り、T-Connect 基本契約の契約期間は別紙 1A~F に定めるところにより、オプションサービス契約の契約期間は、各オプションサービスの個別規約に定めるところによるものとします。

# 第18条 (T-Connect 利用契約の解約)

- 1. 契約者は、T-Connect 利用契約の全部または一部の解約(オプションサービス契約のみの解約も含みます)を希望する場合、解約を希望する契約を明らかにして、当社所定の手続きにより当社に解約を届け出るものとします。
- 2. 前項の解約届出の対象となった各 T-Connect 利用契約は、本規約等で別段の定めがない限り、次の各号に定める日 に解約の効力が生じるものとします。
  - (1) T-Connect 基本契約を解約する場合:当社において解約処理を行った日または解約届出が当社に到達した日から起算して5営業日目のいずれか早い日。
  - (2) 各オプションサービス契約を解約する場合:解約届出が当社に到達した日の属する各オプションサービス契約期間の満了日。ただし、一部サービスプランについては解約届出が到達した日。
- 3. 前項の定めにかかわらず、各オプションサービス契約の解約の効力発生日以前に T-Connect 基本契約が事由のいか んを問わず終了した場合には、T-Connect 基本契約の終了時点でオプションサービス契約は終了するものとします。
- 4. T-Connect 利用契約の解約、解除、その他事由のいかんを問わず T-Connect 利用契約が終了した場合、当社は、契約者に代わり、協業サービスまたは取次先サービス(以下、本項において「協業サービス等」といいます)の提供事業者に対して、当該契約者の利用する協業サービス等の解約の申し込み等を行うことができるものとし、契約者はあらかじめこれを承諾します。

### 第19条 (解除事由等)

- 1. 当社は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合、T-Connect の申し込みを承諾しないことがあります。また、申し込みの承諾後であっても、契約者が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、当該申し込みの承諾を取り消すことがあります。
  - (1) 本規約違反等により過去に T-Connect 利用契約を解除されたことがあることが判明した場合
  - (2) T-Connect の申し込みに虚偽、誤記または記入漏れがあることが判明した場合
  - (3) クレジットカードが無効である場合または収納代行会社、クレジットカード会社もしくは金融機関等により利用 の停止もしくは制限の措置が取られていることが判明した場合
  - (4) 過去に本件料金の支払いを怠っていたことが判明した場合
  - (5) 第23条に違反する事実が判明した場合
  - (6) その他当社が契約者として不適当と判断する場合
- 2. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、契約者に通知または催告することなく、T-Connect 利用契約 の全部または一部を解除することができるものとします。
  - (1) T-Connect 利用契約に関連する事項につき虚偽の申告をした場合
  - (2) T-Connect を不正に利用した場合
  - (3) T-Connect の運営を妨害した場合
  - (4) 本件料金の支払いを遅滞した場合または拒否した場合
  - (5) T-Connect を1年以上利用していない場合
  - (6) 本規約の定めに違反した場合
  - (7) 第23条に違反する事実が判明した場合
  - (8) その他当社が契約者として不適当と判断する相当な事情があった場合

# 第20条 (損害賠償等)

- 1. 契約者等が T-Connect の利用に関して第三者に対して損害を与えた場合、契約者等は、当該損害を賠償する責任を 負い、また、当該第三者との間の紛争について、自己の責任と費用負担においてこれを解決するものとします。
- 2. 契約者等が本規約等に反する行為または不正もしくは違法な行為によって当社に損害を与えた場合、当社は、契約者に対し、損害賠償を請求することができるものとします。なお、これにより、当社の車両利用者または権限受領者に対する損害賠償請求権の行使が妨げられるものではありません。

# 第21条 (免責)

- 1. 当社は、T-Connect について、目的適合性、有用性、正確性、および完全性(動作保証、品質保証、提供情報の正確性を含みますが、これに限られません)の保証その他一切の保証をするものではなく、T-Connect の利用に関し契約者等に損害・損失等が発生した場合であっても、これらについて一切の責任を負いません。
- 2. 本規約等の他の規定にかかわらず、当社の責めに帰すべき事由により、契約者等に損害が生じた場合は、その賠償額は、当社の帰責事由の原因となった各 T-Connect 利用契約の1年間の利用料金相当額(T-Connect 基本契約が直接の原因となった場合には、該当する T-Connect 基本契約のサービスプランの1年間のT-Connect 基本利用料相当額、各オプションサービス契約が直接の原因となった場合には、該当するオプションサービス契約のサービスプランの1年間の当該オプションサービス利用料相当額)を上限とします。ただし、当社に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。
- 3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する事由により契約者等が T-Connect の全部または一部を利用できず、これにより契約者等または第三者に損害・損失等が発生した場合であっても、一切の責任を負いません。
  - (1) 契約者等が本規約等の定めに違反する行為をした場合
  - (2) 第 10 条に基づき T-Connect の提供を一時的に中断する場合、または第 7 条第 4 項に基づき T-Connect を変更も しくは終了する場合
  - (3) 車載機、通信機その他周辺機器に故障、損壊、不具合等があり正常に作動しない場合
  - (4) 車載機、通信機その他周辺機器を正しく設置しない等、取扱説明書等に記載されている事項を遵守しなかった場合
  - (5) 利用車両搭載のバッテリーの電圧低下または車載機、通信機の電池切れ・電源が入っていない等電力が正常に供給されていない場合
  - (6) 利用車両に取り付けた車両メーカー純正品以外の用品によって、T-Connect の一部機能が正しく作動しない場合
  - (7) 電波状況、通信回線の混雑等により、通信サービスが利用できず、または、通信速度が低下する場合
  - (8) メールを利用するサービスにおいて、当社に登録しているメールアドレスに、当社所定の方法を用いて当社所定の回数のメールを送信したにもかかわらず、いずれも不達となる場合
  - (9) My TOYOTA+またはデジタルキーアプリを利用するサービスにおいて、情報通信端末または My TOYOTA+または デジタルキーアプリの故障、損壊、中断、不具合、変更、廃止、利用停止、終了等による場合
  - (10)My TOYOTA+またはデジタルキーアプリを利用するサービスにおいて、My TOYOTA+またはデジタルキーアプリ の不具合、ID 等の失念その他事由のいかんにかかわらず正常にログインができず、またはログイン状態を維持 できない場合
  - (11) 相当の安全策を講じたにもかかわらず第三者による不正アクセスまたはコンピューターウイルスの混入等の不 正行為が行われた場合
  - (12) 通信環境(通信回線、システム、サーバを含みこれらに限られません)の障害による場合
  - (13) その他 T-Connect の全部または一部が利用できないことにつき、当社に帰責事由が認められない場合

# 第22条 (権利義務の譲渡禁止)

契約者は、T-Connect 利用契約にかかわる契約上の地位または権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、承継させ、 または担保に供することはできません。

### 第23条 (反社会的勢力の排除)

- 1. 契約者は、自己(契約者が法人である場合においてはその代表者、役員、実質的に経営権を有する者、従業員を含みます)、車両利用者もしくは権限受領者または代理人もしくは媒介者(以下、「関係者」といいます)が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団またはこれらの者と密接な関わりを有する者もしくはこれらに準じる者(以下、「反社会的勢力」といいます)のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
- 2. 契約者は、自己、車両利用者、権限受領者または関係者が、直接的または間接的に、以下の行為を行わないことを確約するものとします。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) T-Connect の利用に関する脅迫的な言動(自己、車両利用者もしくは権限受領者または関係者が反社会的勢力である旨を伝えることを含みますが、これに限りません)または暴力を用いる行為
  - (4) 風説の流布、偽計または威力による当社の信用の棄損または当社の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準じる行為

# 第24条 (専属的合意管轄裁判所)

契約者等と当社との間で紛争が生じた場合、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第25条 (規約の有効性)

- 1. 本規約等の一部の規定が無効となった場合でも、当該規定以外の規定は有効に存続するものとします。
- 2. 本規約等の一部の規定が一部契約者との関係で無効となり、または取り消された場合であっても、その他の契約者 との関係では有効に存続するものとします。

# 第26条 (KINTO とのリース契約に付随して T-Connect 利用契約を締結する場合に関する特則)

株式会社 KINTO (以下、「KINTO」といいます) との間でリース契約を締結した契約者が、当該リース契約に付随して、T-Connect 利用契約を締結する場合は、本規約の適用に関し、次の各号に定める特則が適用されます。KINTO とのリース契約に T-Connect 利用契約が付随する車両は、こちら

(https://faq.kinto-jp.com/faq/show/3583?site\_domain=default) からご確認いただけます。

- (1) KINTO とのリース契約期間中、当該リース契約の利用料に含まれますので、別途本件料金をお支払いいただく 必要はありません (ただし、KINTO とのリース契約に付随しない有料オプションサービスの利用料を除きます)。
- (2) 第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、KINTO とのリース契約期間中、当該リース契約に付随する T-Connect 利用契約のみの解約を求めることはできません。当該リース契約に付随する T-Connect 利用契約の解約を希望するときは、KINTO とのリース契約自体を解約していただく必要があります。

KINTO とのリース契約が、解約、解除、契約期間満了その他事由のいかんを問わず終了した場合、T-Connect 利用契約も KINTO とのリース契約が終了した時点で当然に終了します。

# 第27条(法人管理契約者に関する特則)

法人管理契約(本条第1号の細分③に定義します)を締結する契約者については、本規約の適用に関し、次の各号に規定する特則が適用されます。

- (1) 本条および対応する別紙において、次の各号の細分に定める用語は、それぞれ当該各号の細分に定める意味で使用されるものとします。
- ① リース店:TMCがトヨタブランドの車両リースを許諾したリース契約店をいいます(KINTOを除きます)。
- ② リース車両: リース店が提供し、契約者とリース店の間で法人リース契約が成立しているトヨタブランドの車両をいいます(KINTO車両を除きます)。
- ③ 法人管理契約: リース車両に対する T-Connect 利用契約の申し込みを簡略化することを目的に、必要事項を定めた T-Connect 法人管理契約約款 (リース契約用) に基づき、TC および契約者との間で成立する契約をいいます (2023 年 10 月 31 日以前に締結された法人管理契約を除きます)。
- ④ 法人サイト:法人管理契約の契約者向けの専用ウェブサイトをいいます。
- (2) 法人管理契約の契約者の場合、本件料金は、利用車両として登録するリース車両の法人リース契約期間中、当該 法人リース契約の利用料に含まれますので、別途本件料金をお支払いいただく必要はありません。
- (3) 法人管理契約の契約者の「TOYOTA アカウント」と T-Connect ID は、第4条第5項の規定にかかわらず、T-Connect 利用契約が成立した時点で自動連携されます。
- (4) 法人リース契約が、解約、解除、契約期間満了その他事由のいかんを問わず終了した場合、T-Connect 利用契約も法人リース契約が終了した時点で当然に終了します。

(付則) 2023年12月7日改定

# 【お問い合わせ先】

(1) T-Connect に関するお問い合わせ

【T-Connect サポートセンター】

TEL: 0800-500-6200 受付時間:9:00~18:00 年中無休

(2) マップオンデマンドに関するお問い合わせ

【マップオンデマンド・サポートデスク】

TEL: 0561-57-6814 受付時間:9:00~18:00 年中無休

#### <別紙 1> T-Connect 基本サービスの種類/契約期間/契約更新/対価/対価の支払時期および方法

#### (1) T-Connect のサービス

T-Connect に含まれる主なサービスはこちらです。各サービスの詳細な内容は、こちら (https://toyota.jp/tconnectservice/service/) からご確認いただけます。

サービス提供主体	基本サービス		オプションサービス
TCが提供するサービス	・ ヘルプネット	<ul><li>マイカーサーチ (*1)</li></ul>	・ オペレーターサービス
(TC 提供サービス)	・ リモートメンテナンスメール	・ eケア (*2)	・ オペレーターサービス Plus
	・ オペレーターサービス (*3)	<ul><li>リモートエアコン (*4)</li></ul>	・ 車内 Wi-Fi
	• Apps	<ul><li>エージェント</li></ul>	・ マイカーサーチ Plus
	· FC システム遠隔見守りサービス	・ CD タイトル情報取得	・ リモートスタート (アプリ)
TMC が提供するサービス	・ マップオンデマンド	・ Tルート検索(プローブ情報付)	なし
(TMC 提供サービス)	・ ハイブリッドナビ	<ul><li>ソフトウェアアップデート</li></ul>	
TC および TMC が共同で提供する	なし		・ コネクティッドナビ
サービス			<ul><li>デジタルキー</li></ul>
(TC/TMC 提供サービス)			<ul><li>運転支援アップデート</li></ul>

- \*1 一部車両においては、マイカーSecurityのサービス名称で提供されます。
- \*2 一部車両においては、コネクティッドカーケアのサービス名称で提供されます。
- \*3 一部車両においては、オペレーターサービスの名称でオプションサービスとして提供されます。
- \*4 一部車両においては、リモートスタート(アプリ)利用規約にて規定されるサービスの一部が、基本サービスとしてリモートエアコンのサービス名称で 提供されます。

#### (2) T-Connect 基本サービスのプラン

T-Connect 基本サービスのプランに応じ、適用される別表をご確認ください。

T-Connect 基本サービスのプラン内容は、利用車両、車載機の種類等により異なります。利用車両別の T-Connect 基本サービスのプラン内容については、こちら (https://toyota.jp/pages/contents/tconnectservice/contents/pdf/available\_car\_list.pdf) からご確認いただけます。

3 3 (	
プラン名称	適用される別表
T-Connect (携帯接続)	別表 1A
T-Connect DCM パッケージ	別表 1B
T-Connect DCM 単体 / T-Connect DCM 単体/携帯接続	別表 1C
T-Connect for CROWN	別表 1D
T-Connect エントリー / T-Connect スタンダード	別表 1E
T-Connect エントリー (22) / T-Connect スタンダード (22)	別表 1F

#### (3) T-Connect 基本サービスの契約期間

T-Connect 基本サービスのプランに応じ、適用される別表をご確認ください。

### (4) T-Connect 基本サービスの利用料

T-Connect 基本サービスのプランに応じ、適用される別表をご確認ください。

なお、T-Connect 基本サービスの利用料には、車載機専用アプリ、協業サービスおよび取次先サービス(個別のアプリ、トヨタコネクティッドカー保険、ロードアシスト 24 等。以下、あわせて「車載機専用アプリ等」といいます)の利用料は含まれておらず、別途利用料や保険料の支払いが必要となります(無料期間内であっても同様です)。利用料はサービスやコンテンツごとに異なりますので各サービスやコンテンツのサイトにてご確認ください。車載機専用アプリ等の利用料は、車載機専用アプリ提供事業者に代わり、当社が契約者に請求する場合があります。

# (5) 支払方法

T-Connect 基本サービスの利用料およびオプションサービスの利用料の支払方法は、下記のうち、契約者が選択しTCが承認したいずれかの方法によるものとします。

- 選択可能な支払方法はサービスプラン・お申し込み方法により異なります。
- · T-Connect 基本サービスの利用料およびオプションサービスの利用料の支払方法は同一である必要があります。
- ・ クレジットカード以外の支払方法を選択された場合、車載機専用アプリ、協業サービス、取次先サービスおよび月払いのオプションサービスを購入できない場合があります。

また、車載機専用アプリ、協業サービスおよび取次先サービスにおいてクレジットカードによる支払いを選択された場合、T-Connect 基本サービスの利用料およびオプションサービスの利用料の支払方法はクレジットカードでの支払いに変更されます。

- ・ 選択した支払方法にかかわらず、クレジットカードによる支払いができない等の事情により、当社が契約者に対し指定口座振込による支払いを求めた場合、契約者は、当社の発行する振込依頼書に記載された内容および支払期日に従い、指定口座への現金振込みにより支払うものとします。
- 一部のサービスプランにおいては、選択した支払方法を当社所定の手続きにより変更することが可能です。
- TOYOTA Wallet (TS CUBIC) または TOYOTA Wallet (Wallet QR) による支払いを選択され、 TOYOTA Wallet アプリ内での所定の決済手続きをしていない場合は、T-Connect (有料オプションサービスを含みます) の利用申し込み(あるいは支払方法の変更の申し出) の手続きは完了しません。
- 支払方法を変更できるプランで、月払いから年払いまたは年払いから月払いへ変更した場合、効力発生日は所定の変更手続きを行った日の属する月の翌月1日です。

契約者とクレジットカード会社、収納代行会社等との間で紛争が発生した場合、当該紛争は各々該当する当事者間で解決されるものとし、当社は一切の責任 を負いません。

クレジットカード	当社が承認したクレジットカード会社の指定するクレジットカードにより、当該クレジットカード会社が定める条件に
	基づき支払うものとします。
	当該クレジットカードの会員番号もしくは有効期限が更新もしくは変更された場合または契約者が当該クレジットカー
	ド資格を失った場合、当社は当該クレジットカード会社から当該連絡を受けることがあり、前者の場合、契約者は、当該
	更新または変更がなされたクレジットカードにより継続して T-Connect 基本サービスの利用料およびオプションサービ
	スの利用料を支払うことをあらかじめ同意するものとします。

預金口座振替(口座引落し) (以下、「預金口座振替」といい ます)	一部の T-Connect 基本サービスおよびオプションサービスにおいて、当社所定の申 <u>し込み</u> を行うことにより、口座振替 依頼書または自動払込利用申込書に記載された内容に従い、預金口座振替による支払いができるものとします。 当社は契約者に事前の案内(請求書または利用明細の送付等)を行わないものとし、契約者はこれを承諾します。また、 当月の引き落としにかかる T-Connect 基本利用料およびオプション利用料の合計が 2,000 円未満の場合は、別途 110 円 (消費税込み)の手数料を請求します。
指定口座振込	一部の T-Connect 基本サービスおよびオプションサービスにおいて、契約者が法人であり、かつ、当社所定の申し込みを行い当社がこれを認めた場合、当社が発行する請求書に記載された内容に従い、指定口座への現金振り込みによる支払いができるものとします。
TOYOTA Wallet(TS CUBIC)	トヨタファイナンシャルサービス株式会社が提供するスマートフォンアプリ決済サービスにより、トヨタファイナンシャルサービス株式会社が定める条件に基づき支払うものとします。TOYOTA Wallet (TS CUBIC) に登録されているクレジットカード会社からのご請求は、お客様とクレジットカード会社との約定に基づきますので、クレジットカード会社へお問い合わせください。
TOYOTA Wallet(Wallet QR)	トヨタファイナンシャルサービス株式会社が提供するスマートフォンアプリ決済サービスにより、トヨタファイナンシャルサービス株式会社が定める条件に基づき支払うものとします。

T-Connect 基本利用料およびオプションサービス利用料の締め日(TOYOTA Wallet (Wallet QR) を除く)は、当月末日です。支払期日は、支払方法により異なります。

ソムリ。	
クレジットカード	クレジットカード会社からのご請求は、各クレジットカード会社との約定に基づきます。ご利用のクレジットカード会社
	へお問い合わせください。
預金口座振替	利用開始操作日(継続の場合は無料期間満了日の翌日)の属する月の翌々月 23 日となります。ただし、当該金融機関が
	休業日の場合は翌営業日となります。
指定口座振込	請求書記載の期日までにお振込みください。
TOYOTA Wallet(TS CUBIC)	トヨタファイナンシャルサービス株式会社が定める条件に基づきます。トヨタファイナンシャルサービス株式会社へお
	問い合わせください。
TOYOTA Wallet (Wallet QR)	サービス利用契約の申込手続きが完了した時点において、即時、サービス利用料の決済が完了します。

### 【別表 1A】

- ■T-Connect (携帯接続)
- (1) 動作確認済の携帯電話に接続した T-Connect 対応ナビで、携帯電話の通信を利用して T-Connect を利用する場合

( ) () () () () () () () () () () () ()		*****	
利用できる主なサービス	基本サービス	<ul><li>ヘルプネット</li><li>リモートメンテナンスメール</li><li>オペレーターサービス</li><li>Apps</li></ul>	<ul><li>エージェント</li><li>CD タイトル情報取得</li><li>マップオンデマンド</li><li>Tルート検索(プローブ情報付)</li></ul>
	オプションサービス	なし	
契約期間	定めなし		
利用料(消費税込み)	無料		
選択可能な支払方法	選択不要		

# 【別表 1B】

- ■T-Connect DCM パッケージ

利用できる主なサー	基本サービス	・ ヘルプネット ・ マイカー	-Security		
ビス		・ リモートメンテナンスメール ・ eケア			
		・ オペレーターサービス ・ エージェ	ニント		
		・ Apps ・ CD タイ	トル情報取得		
		・ マップオンデマンド ・ Tルート	検索 (プローブ情報付)		
		・ ハイブリッドナビ			
	オプションサービス	なし			
契約期間	【車両初度登録日以降初回の 12 ヵ月点	・ 倹月の末日までに T-Connect 基本契約を締結する場合】			
	標準装備・メーカーオプションナビと	DCM が設置された車両における契約期間は、契約成立日か	ら車両初度登録日以降初回		
	12ヵ月点検月の末日まで(以下、「無	料期間」といいます)です。			
	販売店装着オプションナビと DCM が認	設置された車両における契約期間は、契約成立日から DCM 初	回装着日の属する月の翌月		
	り 12 ヵ月間(以下、「無料期間」とい	います)です。無料期間のどの時点で利用開始手続きをし	ても、無料期間の満了日は		
	わりません。				
	無料期間内に解約、解除等により契約	らが終了した(以下、「解約等」といいます)場合には、解:	約等の時点で当該無料期間		
	終了し、次からは初年度中の再契約				
		oれ、無料期間の満了日までに基本サービスの継続の効力が	発生しない限り、無料期間		
	満了日をもって契約終了となります。				
	【初年度中に T-Connect 基本契約を再契約する場合】				
	初年度中の再契約とは、無料期間内に T-Connect 基本契約を解約等した後、同期間内に改めて契約する場合をいいます。初年				
	度中の再契約における契約期間は、契約成立日から当該契約成立日の属する月を初月とした12ヵ月目の末日までです。契約				
	成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。				
	初年度中の再契約による T-Connect 基本契約は、自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了				
	日までに T-Connect 基本契約の解約の効力が発生しない限り、契約期間満了日の翌日から1年間自動的に更新され、以降も同				
	様となります。				
	【無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続				
	する場合】				
	「無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合				
	契約期間は、契約成立日から T-Connect 基本契約の契約成立日の属する月を初月とした 12ヵ月目の末日までです。契約成				
	立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。				
	②無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合				
	契約期間は、当該無料期間の満了日の翌日から1年間です。				
	①②いずれの場合も、T-Connect 基本契約は自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日まで				
		生しない限り、契約期間満了日の翌日から1年間自動的に			
	ます。	= 0 000 1200 (	2001 2 11 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
利用料 (消費税込み)		]の末日までに T-Connect 基本契約を締結する場合	無料		
	初年度中に T-Connect 基本契約を再契約		13,200円/年		
		基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降も	13,200円/年		
	T-Connect 基本契約を継続する場合		.,=::::::::::::::::::::::::::::::::::::		

MIRAI (2014年11月~2020年12月モデル)、プリウス PHV (2017年2月~2019年5月モデル 標準装備ナビ、2019年5月~2021年6月モデル)、アル ファード・ヴェルファイア (2017年12月~2019年12月モデル)、センチュリー (2018年6月~2021年5月モデル)、カローラスポーツ (2018年6月 ~2019 年 9 月モデル)、プリウス (2018 年 12 月~2021 年 6 月モデル)、RAV4 (2019 年 4 月~2020 年 8 月モデル)で T-Connect 対応ナビを装着した状態で、PCM の通信を利用して T-Connect 対応ナビを装着した状態で、PCM の通信を利用して T-Connect 対応サビを装着した状態で、PCM の通信を利用して T-Connect 対応サビを装着した状態である。

態で、DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合					
利用できる主なサービ	基本サービス	•	ヘルプネット	•	マイカーSecurity
ス		•	リモートメンテナンスメール	•	e ケア
		•	オペレーターサービス	•	エージェント
		•	Apps	•	CD タイトル情報取得
		•	FC システム遠隔見守りサービス (*1)	•	マップオンデマンド
		•	ハイブリッドナビ	•	Tルート検索(プローブ情報付)
	オプションサービス	なし			
契約期間	【車両初度登録日以降初回の 36 ヵ月点検月の末日までに T-Connect 基本契約を締結する場合】				
	契約期間は、契約成立日から車両初度登録日以降初回の36ヵ月点検月の末日まで(以下、「無料期間」といいます)です。た				
	だし、MIRAI の場合は、DCM 装着日の翌月より 36 ヵ月間までです。無料期間内のどの時点で利用開始手続きをしても、また、				
	無料期間内に解約がなされた後、改めて契約がなされた場合でも、無料期間の満了日は変わりません。				
	契約者により所定の継続手続きが行われ、無料期間の満了日までに T-Connect 基本契約の継続の効力が発生しない限り、無料				

期間の満了日をもって契約終了となります。

	【無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降	锋も T-Connect 基本契約を継続			
	する場合】				
	①無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合				
	契約期間は、契約成立日から T-Connect 基本契約の契約成立日の属する月を初月とした 12ヵ月目の末日までです。契約成				
	立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。				
	②無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合				
	契約期間は、当該無料期間の満了日の翌日から1年間です。				
	①②いずれの場合も、T-Connect 基本契約は自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日まで				
	に T-Connect 基本契約の解約の効力が発生しない限り、契約期間満了日の翌日から1年間自動的に更新され、以降も同様となり				
	ます。				
利用料(消費税込み)	車両初度登録日以降初回の36ヵ月点検月の末日までにT-Connect 基本契約を締結する場合	無料			
	無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降	13,200 円/年			
	も T-Connect 基本契約を継続する場合				
選択可能な支払方法	クレジットカード/預金口座振替/指定口座振込				

▶1 MIRAI (2014年11月~2020年12月モデル)でT-Connectを利用する場合に限って利用できます。

### 【別表 1C】

# ■T-Connect DCM 単体

(1) アルファード・ヴェルファイア (2017年12月~2019年12月モデル)、カローラスポーツ (2018年6月~2019年9月モデル)、プリウス (2018年12月~2021年6月モデル)、RAV4 (2019年4月~2020年8月モデル)、プリウス PHV (2019年5月~2021年6月モデル) で 2018年モデル T-Connect 対応ナビを非装着の状態で、DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合

対応ナビを非装着の	O状態で、DCM の通信を利用して T-Co	onnect を利用する場合		
利用できる主なサービ	基本サービス	・ ヘルプネット	・マイカーS	Security
ス		<ul><li>リモートメンテナンスメール</li></ul>	· eケア	
	オプションサービス	なし		
契約期間	【車両初度登録日以降初回の 36 ヵ月点検月の末日までに T-Connect 基本契約を締結する場合】			
		両初度登録日以降初回の 36 ヵ月点検月の末日		
	料期間内のどの時点で利用開始	手続きをしても、また、無料期間内に解約がな	なされた後、改めっ	て契約がなされた場合でも、無
	料期間の満了日は変わりません	•		
	7 111 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	が行われ、無料期間の満了日までに T-Connec	t 基本契約の継続の	の効力が発生しない限り、無料
	期間の満了日をもって契約終了			
	【無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続			
	する場合】			
	①無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合			
	契約期間は、契約成立日から T-Connect 基本契約の契約成立日の属する月を初月とした 12 ヵ月目の末日までです。契約成			
	立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。			
	②無料期間満了日以降もT-Connect 基本契約を継続する場合			
	契約期間は、当該無料期間の満了日の翌日から1年間です。			
	①②いずれの場合も、T-Connect 基本契約は自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日まで			
	に T-Connect 基本契約の解約の効力が発生しない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間自動的に更新され、以降も同様となり ます。			
 利用料(消費税込み)	, 0	点検月の末日までに T-Connect 基本契約を締	<b>社士ス担</b> 人	無料
TIMAT(旧質恍心が)		点候月の木口までに I-connect 基本契約を締 nnect 基本契約を新規契約する場合または無料		6,600 円/年
	も T-Connect 基本契約を継続する		17切  1  個  1   以  年	0,000円/牛
	クレジットカード/預金口座振替	· -		
選1八円配な又44月伝	ファイントルード/ 頂金日座旅省/	7 1日尼日/生1水心		

# ■T-Connect DCM 単体/携帯接続

(1) アルファード・ヴェルファイア (2017年12月~2019年12月モデル)、カローラスポーツ (2018年6月~2019年9月モデル)、プリウス (2018年12月~2021年6月モデル)、RAV4 (2019年4月~2020年8月モデル)、プリウス PHV (2019年5月~2021年6月モデル) で、2017年秋地図版が当初から 装着されている 2016年モデルナビ (ただし、春地図版から秋地図版に更新した場合は除外)を装着の状態で、DCM もしくは携帯電話の通信を利用して T-Connect を利用する場合

利用できる主なサービ	基本サービス	・ ヘルプネット	・ マイカーSecurity		
ス		<ul><li>リモートメンテナンスメール</li></ul>	・ eケア		
		・ オペレーターサービス (*1)	<ul><li>エージェント (*1)</li></ul>		
		• Apps (*1)	<ul><li>CD タイトル情報取得(*1)</li></ul>		
		・ マップオンデマンド(*1)	<ul><li>Tルート検索(プローブ情報付)(*1)</li></ul>		
	オプションサービス	なし			
契約期間	【車両初度登録日以降初回の 36 ヵ	月点検月の末日までに T-Connect 基本契約を締	結する場合】		
	契約期間は、契約成立日から車	両初度登録日以降初回の36ヵ月点検月の末日ま	きで(以下、「無料期間」といいます)です。無		
	料期間内のどの時点で利用開始手続きをしても、また、無料期間内に解約がなされた後、改めて契約がなされた場合でも、無				
	料期間の満了日は変わりません。				
	無料期間満了後も引き続き T-C	onnect を利用するためには、契約者により所定(	の継続手続きが行われ、無料期間の満了日まで		
	に T-Connect 基本契約の継続の	効力が発生しない限り、無料期間の満了日をも	って契約終了となります。		
	【無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続				
	する場合】				
	①無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合				
	契約期間は、契約成立日から T-Connect 基本契約の契約成立日の属する月を初月とした 12 ヵ月目の末日までです。契約成				
	立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。				
	②無料期間満了日以降も T-Con	nect 基本契約を継続する場合			
	契約期間は、当該無料期間の	満了日の翌日から1年間です。			

①②いずれの場合も、T-Connect 基本契約は自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにT-Connect 基本契約の解約の効力が発生しない限り、契約期間満了日の翌日から1年間自動的に更新され、以降も同様となり

利用料(消費税込み)	車両初度登録日以降初回の36ヵ月点検月の末日までにT-Connect 基本契約を締結する場合	無料
	無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降	6,600 円/年
	も T-Connect 基本契約を継続する場合	
選択可能な支払方法	クレジットカード/預金口座振替/指定口座振込	

\*1 携帯接続(動作確認済の携帯電話に接続した T-Connect 対応ナビで、携帯電話の通信を利用して T-Connect を利用する場合)に限って利用できます。

# 【別表 1D】

- ■T-Connect for CROWN
- (1) クラウン (2018 年 6 月~2022 年 7 月モデル) で、DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合

利用できる主なサービ		フ通信を利用してI connect を利用する物目	- h			
一 ス	本本 に 八		カーSecurity			
		・ リモートメンテナンスメール ・ eケ				
		<ul><li>オペレーターサービス</li><li>エー</li></ul>	・ジェント			
		• Apps • CD 3	タイトル情報取得			
		・ マップオンデマンド ・ ハイ	ブリッドナビ			
		<ul><li>Tルート検索(プローブ情報付)</li></ul>				
	オプションサービス	<ul><li>リモートスタート (アプリ) (*1)</li></ul>				
契約期間	【車両初度登録日以降初回の 36 カ	月点検月の末日までに T-Connect 基本契約を締結する場合	<b>a</b> }			
	契約期間は、契約成立日から車	両初度登録日以降初回の36ヵ月点検月の末日まで(以下	、「無料期間」といいます) です。無			
	料期間内のどの時点で利用開始	手続きをしても、また、無料期間内に解約がなされた後、	改めて契約がなされた場合でも、無			
	料期間の満了日は変わりません					
	1177114 1144 1 11241 1 2 2 2 1		)継続の効力が発生したい限り 無料			
	契約者により所定の継続手続きが行われ、無料期間の満了日までに T-Connect 基本契約の継続の効力が発生しない限り、無料期間の満了日をもって契約終了となります。  【無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続					
	「本の場合」					
	①無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合 契約期間は、契約成立日から T-Connect 基本契約の契約成立日の属する月を初月とした 12 ヵ月目の末日までです。契約成					
	立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 ②無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合					
	9	高でいる。本人がと他にする。 の満了日の翌日から1年間です。				
	7 11 17 71 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		<b>姓もが行われ</b> 初処期間港プロナズ			
	①②いずれの場合も、T-Connect 基本契約は自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日まで					
	に T-Connect 基本契約の解約の効力が発生しない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間自動的に更新され、以降も同様となり					
ALE HOLD COMMENT OF THE STATE O	ます。		Factor			
利用料(消費税込み)	1110104==-11 2110111	点検月の末日までに T-Connect 基本契約を締結する場合	無料			
		nnect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日	以降 17,315円/年			
열세 급산 사 는 사 는 사	も T-Connect 基本契約を継続する	*				
選択可能な支払方法	クレンットカード/ 損金口座振替/   日~2022 年 7 日エデル)に関って利	/指定口座振込/TOYOTA Wallet (TS CUBIC)				

\*1 クラウン (2020年5月~2022年7月モデル) に限って利用できます。

# 【別表 1E】

- ■T-Connect エントリー
- (1) DCM とディスプレイオーディオが標準装備された 2019 年 9 月以降発売の車両で、エントリーナビキットを装着またはナビキット非装着の状態で、DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合

- **プロロで有が10 C I	Connect 2 41/H 3 2 3 T				
利用できる主なサービ	基本サービス	・ ヘルプネット	· 7	イカーサーラ	F
ス		<ul><li>リモートメンテナンスメール</li></ul>	• e	ケア	
		<ul><li>リモートエアコン (*1)</li></ul>	・ ソ	フトウェアフ	アップデート
	オプションサービス	・ マイカーサーチ plus	· リ	モートスター	ート(アプリ)
契約期間	【車両初度登録日以降初回の 60 ヵ	月点検月の末日までに T-Connect 基本契約を網	辞結する場	<b>帚合】</b>	
	契約期間は、契約成立日から車	両初度登録日以降初回の60ヵ月点検月の末日	まで(以 ̄	下、「無料期間	間」といいます) です。無
	料期間内のどの時点で利用開始	手続きをしても、また、無料期間内に解約がな	された後	、改めて契約	<b>りがなされた場合でも、無</b>
	料期間の満了日は変わりません	0			
	契約者により所定の継続手続き	が行われ、無料期間の満了日までに T-Connect	基本契約	の継続の効え	力が発生しない限り、無料
	期間の満了日をもって契約終了	となります。			
	【無料期間満了日の翌日以降に T-	Connect 基本契約を新規契約する場合または無	料期間満	了日以降もI	`-Connect 基本契約を継続
	する場合】				
	①無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合				
	契約期間は、契約成立日から当該契約成立日の属する月を初月とした12ヵ月目の末日まで(年払いの場合)、または、当該				
	契約成立日の属する月の末日まで(月払いの場合)です。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いま				
	せん。				
	②無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合				
	契約期間は、当該無料期間の満了日の翌日から1年間(年払いの場合)または1ヵ月間(月払いの場合)です。				
	①②いずれの場合も、T-Connect 基本契約は、自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日ま				
	でに T-Connect 基本契約の解約の効力が発生しない限り、契約期間満了日の翌日から1年間(年払いの場合)あるいは1ヵ月間				
	(月払いの場合) 自動的に更新され、以降も同様となります。				
利用料(消費税込み)	車両初度登録日以降初回の 60 ヵ月	点検月の末日までに T-Connect 基本契約を締結	まする場	無料	
	合				
	無料期間満了日の翌日以降に T-Co	nnect 基本契約を新規契約する場合または無料	ŀ期間満	年払い	3,630円/年
	了日以降も T-Connect 基本契約を約	継続する場合		月払い	330 円/月
選択可能な支払方法	クレジットカード/預金口座振替	/指定口座振込/TOYOTA Wallet(TS CUBIC)	<u> </u>		

- \*1 一部車両においては、リモートスタート(アプリ)利用規約にて規定されるサービスの一部が、基本サービスとしてリモートエアコンのサービス名称で提供されます。
- (2) 第 27 条に定める法人管理契約を締結し、DCM とディスプレイオーディオが標準装備された 2019 年 9 月以降発売の車両を利用車両として、エントリーナビキットを装着またはナビキット非装着の状態で、DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合

ともクトを表有よればアともクトが表有の代意で、Dom の通信を利用してI connect を利用する物目					
利用できる主なサービス	基本サービス	・ ヘルプネット	<ul><li>マイカーサーチ</li></ul>		
		・ リモートメンテナンスメール	・ eケア		
		・ リモートエアコン (*1)	<ul><li>ソフトウェアアップデート</li></ul>		
	オプションサービス	・ マイカーサーチ plus	<ul><li>リモートスタート(アプリ)</li></ul>		
契約期間	契約期間は、契約者とリース原	契約期間は、契約者とリース店との間で締結される法人リース契約の契約期間をいいます。			
	法人リース契約の契約期間の。	法人リース契約の契約期間のどの時点で T-Connect 利用契約をしても、または、法人リース契約の契約期間に一旦解約がな			
	された後改めて T-Connect 利用契約がなされた場合でも、当該法人リース契約が終了した日をもって当然に終了します。				
利用料(消費税込み)	法人リース契約の利用料に含む	まれます。別途のお支払いは不要です。			
選択可能な支払方法	選択不要				

### ■T-Connect スタンダード

(1) DCM とディスプレイオーディオが標準装備された 2019 年 9 月以降発売の車両に、T-Connect ナビキットを装着した状態で、DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合

nnect を利用する場	合			
利用できる主なサービス		<ul> <li>リモートメンテナンスメール</li> <li>エージェント</li> <li>Apps</li> <li>FCシステム遠隔見守りサービス</li> <li>ハイブリッドナビ</li> <li>ソフトウェアアップデート</li> </ul>	マイカーサー タケア リモートエア D タイトル情 マップオンデ ハート検索	コン(*1) 報取得 マンド (プローブ情報付)
		・ オペレーターサービス Plus	•	/ =:
契約期間	契約期間は、契約成立日から車料期間内のどの時点で利用開始料期間の満了日は変わりません契約者により所定の継続手続き期間の満了日をもって契約終了【無料期間満了日の翌日以降に下する場合】 ①無料期間満了日の翌日以降に契約期間は、契約成立日の属する月の末日せん。 ②無料期間満了日以降もT-Cor契約期間は、当該無料期間の①②いずれの場合も、T-Connect 基本契約の解約の(月払いの場合)自動的に更新さ	家が行われ、無料期間の満了日までにT-Connect 基本契約でとなります。 Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間減 T-Connect 基本契約を新規契約する場合 の当該契約成立日の属する月を初月とした12ヵ月目の表目まで(月払いの場合)です。契約成立日が月の途中である。 The Connect 基本契約を継続する場合 の満了日の翌日から1年間(年払いの場合)または1ヵ基本契約は、自動更新契約です。契約者により所定の例効力が発生しない限り、契約期間満了日の翌日から1年れ、以降も同様となります。	に下、「無料期 後、改めの継続の効 ちの継続の効 ちのというのは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	約がなされた場合でも、無力が発生しない限り、無料T-Connect 基本契約を継続ないの場合)、または、当該用料の日割り計算は行いまいの場合)です。行われ、契約期間満了日ま
利用料(消費税込み)	合	日点検月の末日までに T-Connect 基本契約を締結する場onnect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満		3,630円/年
	了日以降も T-Connect 基本契約を		月払い	330 円/月
選択可能な支払方法		/指定口座振込/TOYOTA Wallet (TS CUBIC)		

- \*1 一部車両においては、リモートスタート(アプリ)利用規約にて規定されるサービスの一部が、基本サービスとしてリモートエアコンのサービス名称で提供されます。
- (2) 第 27 条に定める法人管理契約を締結し、DCM とディスプレイオーディオが標準装備された 2019 年 9 月以降発売の車両を利用車両として、T-Connect ナビキットを装着した状態で、DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合

ノロイノーと教作した	が深て、DOM の通用で刊用してI	COUNTECT 5/1/11 / 2/2/11		
利用できる主なサービス	基本サービス	・ ヘルプネット	・ マイカーサーチ	
		・ リモートメンテナンスメール	・ eケア	
		・ エージェント	<ul><li>リモートエアコン (*1)</li></ul>	
		• Apps	<ul><li>CD タイトル情報取得</li></ul>	
		・ FC システム遠隔見守りサービス	・ マップオンデマンド	
		・ ハイブリッドナビ	<ul><li>Tルート検索(ブローブ情報付)</li></ul>	
		<ul><li>ソフトウェアアップデート</li></ul>		
	オプションサービス	・ マイカーサーチ plus	<ul><li>オペレーターサービス</li></ul>	
		・ オペレーターサービス Plus	<ul><li>リモートスタート(アプリ)(*1)</li></ul>	
契約期間	契約期間は、契約者とリース局	店との間で締結される法人リース契約の契約:	期間をいいます。	
	法人リース契約の契約期間のどの時点で T-Connect 利用契約をしても、または、法人リース契約の契約期間に一旦解約がな			
	された後改めて T-Connect 利	用契約がなされた場合でも、当該法人リース	契約が終了した日をもって当然に終了します。	
利用料(消費税込み)	法人リース契約の利用料に含る	<b>まれます。別途のお支払いは不要です。</b>		
選択可能な支払方法	選択不要			

### 【別表 1F】

■T-Connect エントリー (22)

(1) 2022 年 1 月以降発売の車両で、ディスプレイオーディオ(コネクティッドナビ対応)またはディスプレイオーディオ(コネクティッドナビ対応)Plus を非装着の状態で、DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合

利用できる主なサービ	甘木北一ビフ	・ ヘルプネット	・マイカー	<b>-</b>	
14714 4 6 4 11 5 7	本本リーし入		• * * *		
ス		・ リモートメンテナンスメール	<ul><li>eケア(;</li></ul>	-/	
		<ul><li>ソフトウェアアップデート</li></ul>	・ リモート	エアコン (*2)	
	オプションサービス	<ul><li>リモートスタート(アプリ)</li></ul>	<ul> <li>車内 Wi-F</li> </ul>	ìi	
		<ul><li>コネクティッドナビ</li></ul>	・デジタル	キー	
		<ul><li>運転支援アップデート</li></ul>			
契約期間	【車両初度登録日以降初回の 60 ヵ	月点検月の末日までに T-Connect 基本契約を締	結する場合】		
	契約期間は、契約成立日から車	:両初度登録日以降初回の 60 ヵ月点検月の末日ま	で(以下、「無	料期間」といいます) です。無	
	料期間内のどの時点で利用開始	手続きをしても、また、無料期間内に解約がなる	された後、改め <sup>、</sup>	て契約がなされた場合でも、無	
	料期間の満了日は変わりません	<b>'</b> o			
	契約者により所定の継続手続き	が行われ、無料期間の満了日までに T-Connect 2	基本契約の継続	の効力が発生しない限り、無料	
	期間の満了日をもって契約終了となります。				
	【無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続				
	する場合】				
	①無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合				
	契約期間は、契約成立日から当該契約成立日の属する月の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割				
	り計算は行いません。				
	②無料期間満了日以降もT-Connect 基本契約を継続する場合				
	②無科期間満」ロ以降も1-connect 基本契約を継続する場合 契約期間は、当該無料期間の満了日の翌日から1ヵ月間です。				
	2 4 1 1 2 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		コの部分工体も	が行われ 初約期間港プロオズ	
		基本契約は自動更新契約です。契約者により所定			
	に T-Connect 基本契約の解約の効力が発生しない限り、契約期間満了日の翌日から 1ヵ月間自動的に更新され、以降も同様とな				
	ります。			T	
利用料(消費税込み)	車両初度登録日以降初回の 60 ヵ月	点検月の末日までに T-Connect 基本契約を締結	する場合	無料	
	無料期間満了日の翌日以降に T-Co	nnect 基本契約を新規契約する場合または無料期	]間満了日以降	330 円/月	
	も T-Connect 基本契約を継続する	場合			
選択可能な支払方法	クレジットカード/TOYOTA Wallet	t (TS CUBIC)			

- \*1 一部車両においては、コネクティッドカーケアのサービス名称で提供されます。
- \*2 一部車両においては、リモートスタート(アプリ)利用規約にて規定されるサービスの一部が、基本サービスとしてリモートエアコンのサービス名称で提供されます。
- (2) 第 27 条に定める法人管理契約を締結し、2022 年 1 月以降発売の車両を利用車両として、ディスプレイオーディオ (コネクティッドナビ対応) またはディスプレイオーディオ (コネクティッドナビ対応) Plus を非装着の状態で DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合

利用できる主なサービス	基本サービス	・ ヘルプネット	・ マイカーサーチ
		・ リモートメンテナンスメール	<ul><li>eケア (*1)</li></ul>
		<ul><li>ソフトウェアアップデート</li></ul>	<ul><li>リモートエアコン (*2)</li></ul>
	オプションサービス	・ リモートスタート (アプリ)	• 車内 Wi-Fi
		・ コネクティッドナビ	<ul><li>デジタルキー</li></ul>
		<ul><li>運転支援アップデート</li></ul>	
契約期間	法人リース契約の契約期間の	-	契約期間をいいます。 、または、法人リース契約の契約期間に一旦解約が 人リース契約が終了した日をもって当然に終了しま
利用料 (消費税込み)	法人リース契約の利用料に行	含まれます。別途のお支払いは不要です。	
選択可能な支払方法	選択不要		

- \*1 一部車両においては、コネクティッドカーケアのサービス名称で提供されます。
- \*2 一部車両においては、リモートスタート(アプリ)利用規約にて規定されるサービスの一部が、基本サービスとしてリモートエアコンのサービス名称で提供されます。

### ■T-Connect スタンダード (22)

(1) 2022 年 1 月以降発売のコネクティッドナビ対応車両で、ディスプレイオーディオ(コネクティッドナビ対応)またはディスプレイオーディオ(コネクティッドナビ対応)Plus を装着した状態で DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合

利用できる主なサービス	│ 基本サービス	・ ヘルプネット	<ul><li>マイカーサーチ</li></ul>		
		・ リモートメンテナンスメール	・ eケア (*1)		
		・ エージェント	<ul><li>リモートエアコン (*2)</li></ul>		
		<ul><li>ソフトウェアアップデート</li></ul>			
	オプションサービス	<ul><li>オペレーターサービス</li></ul>	・ リモートスタート (アプリ)		
		• 車内 Wi-Fi	<ul><li>コネクティッドナビ</li></ul>		
		<ul><li>デジタルキー</li></ul>	<ul><li>運転支援アップデート</li></ul>		
契約期間	【車両初度登録日以降初回	の 60 ヵ月点検月の末日までに T-Connect 暑	基本契約を締結する場合】		
	契約期間は、契約成立	日から車両初度登録日以降初回の 60 ヵ月点	検月の末日まで(以下、「無料期間」といいます)で		
	す。無料期間内のどの	時点で利用開始手続きをしても、また、無*	4期間内に解約がなされた後、改めて契約がなされた		
	場合でも、無料期間の	<b>満了日は変わりません。</b>			
	契約者により所定の継続手続きが行われ、無料期間の満了日までに T-Connect 基本契約の継続の効力が発生				
	り、無料期間の満了日	をもって契約終了となります。			
	【無料期間満了日の翌日以	降に T-Connect 基本契約を新規契約する場	場合または無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約		
	を継続する場合】				
	①無料期間満了日の翌	日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する	5場合		
	契約期間は、契約成	立日から当該契約成立日の属する月の末日	までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料		
	の日割り計算は行い	ません。			
	②無料期間満了日以降	も T-Connect 基本契約を継続する場合			

	契約期間は、当該無料期間の満了日の翌日から1ヵ月間です。 ①②いずれの場合も、T-Connect 基本契約は自動更新契約です。契約者により所定の解約手約までにT-Connect 基本契約の解約の効力が発生しない限り、契約期間満了日の翌日から1ヵも同様となります。	
利用料(消費税込み)	車両初度登録日以降初回の60ヵ月点検月の末日までにT-Connect 基本契約を締結する場合	無料
	無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了	330 円/月
	日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合	
選択可能な支払方法	クレジットカード/TOYOTA Wallet (TS CUBIC)	

- \*1 一部車両においては、コネクティッドカーケアのサービス名称で提供されます。
- \*2 一部車両においては、リモートスタート(アプリ)利用規約にて規定されるサービスの一部が、基本サービスとしてリモートエアコンのサービス名称で提供されます。
- (2) bZ4X を利用車両として、DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合

※KINTO との間でリース契約を締結した場合は、T-Connect 利用規約第26条が適用されます。

※法人管理契約を締結した場合は、T-Connect 利用規約第27条が適用されます。

利用できる主なサービス	基本サービス	・ ヘルプネット	・ マイカーサーチ		
		・ リモートメンテナンスメール	<ul><li>eケア</li></ul>		
		・エージェント	<ul><li>リモートエアコン (*1)</li></ul>		
		<ul><li>ソフトウェアアップデート</li></ul>			
	オプションサービス	<ul><li>オペレーターサービス</li></ul>	・ コネクティッドナビ		
		• 車内 Wi-Fi	<ul><li>デジタルキー</li></ul>		
契約期間	の末日までに T-Connect 基本契約を締結する場合 した 120 ヵ月目の末日まで(以下、「無料期間」と でも、また、無料期間内に解約がなされた後、改め でに T-Connect 基本契約の継続の効力が発生しない				
	り、無料期間の満了日をもって契約終了となります。 【無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約				
	【無料期間滴」日の翌日以降に I-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間滴」日以降も I-Connect 基本契約を継続する場合】				
	①無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合				
	O	成立日から当該契約成立日の属する月の末日	。 までです。契約成立日が月の途中であっても、利用		
	②無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合				
	契約期間は、当該無料期間の満了日の翌日から1ヵ月間です。				
	①②いずれの場合も、T-Connect 基本契約は自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日				
	までに T-Connect 基本	契約の解約の効力が発生しない限り、契約期間	『満了日の翌日から1ヵ月間自動的に更新され、▷		
	も同様となります。				
利用料 (消費税込み)	車両初度登録日より当記 基本契約を締結する場合	核登録日の属する月を初月とした120ヵ月目の ↑	末日までにT-Connect 無料		
	無料期間満了日の翌日以 日以降も T-Connect 基2	、 以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場で ≤契約を継続する場合	合または無料期間満了 330円/月		
選択可能な支払方法	クレジットカード/TOY	OTA Wallet (TS CUBIC)			

- \*1 リモートスタート (アプリ) 利用規約にて規定されるサービスの一部が、基本サービスとしてリモートエアコンのサービス名称で提供されます。
- (3) T-Connect 利用規約第26条に定める KINTO との間でリース契約を締結した契約者が、当該リース契約に付随して T-Connect スタンダード (22) を締結し、DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合

O ( DOM 47 /2011 C 1 17/11 O	CI COMMECT TAILING TO SOME		
利用できる主なサービス	基本サービス	・ ヘルプネット	<ul><li>マイカーサーチ</li></ul>
		・ リモートメンテナンスメール	・ eケア (*1)
		・ エージェント	<ul><li>リモートエアコン (*2)</li></ul>
		<ul><li>ソフトウェアアップデート</li></ul>	
	オプションサービス	・ オペレーターサービス	・ リモートスタート (アプリ)
		• 車内 Wi-Fi	<ul><li>コネクティッドナビ</li></ul>
		・ デジタルキー	<ul><li>運転支援アップデート</li></ul>
契約期間	契約期間は、契約者と KINTO	ことの間で締結されるリース契約の契約期間を	いいます。
	リース契約が終了した場合、	T-Connect 利用契約も当該リース契約が終了	した時点で当然に終了します。
利用料 (消費税込み)	リース契約の利用料に含まれ	1ます。別途のお支払いは不要です。	
選択可能な支払方法	選択不要		

- \*1 一部車両においては、コネクティッドカーケアのサービス名称で提供されます。
- \*2 一部車両においては、リモートスタート(アプリ)利用規約にて規定されるサービスの一部が、基本サービスとしてリモートエアコンのサービス名称で提供されます。
- (4) 第 27 条に定める法人管理契約を締結し、2022 年 1 月以降発売の車両を利用車両として、ディスプレイオーディオ(コネクティッドナビ対応)またはディスプレイオーディオ(コネクティッドナビ対応)Plus を装着し DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合

利用できる主なサービス	基本サービス	・ ヘルプネット	・ マイカーサーチ
		<ul><li>リモートメンテナンスメール</li></ul>	・ eケア (*1)
		<ul><li>エージェント</li></ul>	<ul><li>リモートエアコン (*2)</li></ul>
		<ul><li>ソフトウェアアップデート</li></ul>	
	オプションサービス	<ul><li>オペレーターサービス</li></ul>	<ul><li>リモートスタート(アプリ)</li></ul>
		• 車内 Wi-Fi	<ul><li>コネクティッドナビ</li></ul>
		<ul><li>デジタルキー</li></ul>	<ul><li>運転支援アップデート</li></ul>
契約期間	契約期間は、契約者とリース	、店との間で締結される法人リース契約の契約期間では、	間をいいます。
	法人リース契約の契約期間の	Oどの時点でT-Connect 利用契約をしても、また	とは、法人リース契約の契約期間に一旦解約が

	なされた後改めて T-Connect 利用契約がなされた場合でも、当該法人リース契約が終了した日をもって当然に終了します。
利用料(消費税込み)	法人リース契約の利用料に含まれます。別途のお支払いは不要です。
選択可能な支払方法	選択不要

<sup>\*1</sup> 一部車両においては、コネクティッドカーケアのサービス名称で提供されます。
\*2 一部車両においては、リモートスタート (アプリ) 利用規約にて規定されるサービスの一部が、基本サービスとしてリモートエアコンのサービス名称 で提供されます。

#### <別紙2> T-Connect 基本サービスの種類およびサービス内容

#### ■ヘルプネット

(1) サービスの内容

ヘルプネットは、緊急事態発生時、専門のオペレーターが関係機関等への通報を行うサービスです。詳細はこちら (https://toyota.jp/tconnectservice/service/helpnet.html) からご確認いただけます。

ヘルプネットは、契約者および車両利用者が利用できます。

(2) 利用条件および遵守事項

ヘルプネットに関するご説明書が適用されます。必ずご確認ください。 https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/

### ■マイカーSecurity

マイカーSecurity は、一部のサービスプランおよび利用車両における基本サービスとして、マイカーサーチ plus 利用規約に規定されるサービスと同等の内容が、マイカーSecurity の名称にて提供されるサービスです。マイカーSecurity の利用にあたっては、マイカーサーチ plus 利用規約が適用されます。サービスの内容、利用条件および遵守事項については、必ず、マイカーサーチ plus 利用規約をご確認ください。

### ■オペレーターサービス

オペレーターサービスは、一部のサービスプランおよび利用車両における基本サービスとして、下記の利用規約に規定されるサービスと同等の内容が、オペレーターサービスの名称にて提供されるサービスです。オペレーターサービスの利用にあたっては、下記の利用規約が適用されます。サービスの内容、利用条件および遵守事項については、必ず、下記の利用規約をご確認ください。

111111111111111111111111111111111111111	· 14/14/2014 G = 1/2016 (1-6 - 0
サービスプラン	適用される利用規約
T-Connect (携帯接続)	オペレーターサービス利用規約
T-Connect DCM 単体/携帯接続	
T-Connect DCM パッケージ	
T-Connect for CROWN	オペレーターサービス Plus 利用規約

### ■リモートエアコン

リモートエアコンは、一部のサービスプランおよび利用車両における基本サービスとして、リモートスタート (アプリ) 利用規約に規定されるサービスと同等の内容が、リモートエアコンの名称にて提供されるサービスです。リモートエアコンの利用にあたっては、リモートスタート (アプリ) 利用規約が適用されます。サービスの内容、利用条件および遵守事項については、必ず、リモートスタート (アプリ) 利用規約をご確認ください。

# ■マイカーサーチ

マイカーサーチは、一部のサービスプランおよび利用車両における基本サービスとして、マイカーサーチ Plus 利用規約に規定されるサービスのうち一部サービスが、マイカーサーチの名称にて提供されるサービスです。詳細はこちら(https://toyota.jp/tconnectservice/service/mycarsearch22.html)をご確認ください。マイカーサーチの利用にあたっては、マイカーサーチ plus 利用規約が適用されます。サービスの内容、利用条件および遵守事項については、必ず、マイカーサーチ plus 利用規約をご確認ください。

#### Apps

(1) サービスの内容

Apps は車載機専用アプリを提供するサービスです、詳細はこちら(https://tconnect.jp/appcatalog/app/index.html)からご確認いただけます。 Apps は契約者が利用できます。

(2) 利用条件および遵守事項

Apps は日本国内でのみ利用できます。

#### <車載機専用アプリ>

- ① Apps 上において、TC 以外の車載機専用アプリ提供事業者も車載機専用アプリ提供事業者サービス(車載機専用アプリ提供事業者が提供するアプリケーションおよびコンテンツ等のサービス)を提供します。車載機専用アプリ提供事業者サービスは、T-Connect 利用規約にいう「車載機専用アプリ」に含まれます。車載機専用アプリ提供事業者サービスは、車載機専用アプリ提供事業者契約(車載機専用アプリ提供事業者と契約者との間の車載機専用アプリの利用に関する契約)に従い提供されます。詳細は下記に定めるとおりとします。
- ② 車載機専用アプリ提供事業者サービスについて、TC は、取引を行うための場の提供および取引の機会のみを提供するものとし、これに関する 車載機専用アプリ提供事業者契約は、契約者と車載機専用アプリ提供事業者との間で直接成立します。TC は、車載機専用アプリ提供事業者サ ービスについて車載機専用アプリ提供事業者契約の当事者とはならず、当該サービスについて一切の責任を負いません。
- ③ 車載機専用アプリ提供事業者サービスについて、TC は動作保証・品質保証その他一切の責任を負うものではなく、車載機専用アプリ提供事業者サービスまたはその利用に関して契約者に損害等が発生した場合であっても、TC は一切の責任を負いません。
- ④ 車載機専用アプリ提供事業者サービスの取引に関する条件は、当該車載機専用アプリに関する車載機専用アプリ提供事業者契約に従うものとします。ただし、T-Connect 利用規約において定めがある場合、契約者は、車載機専用アプリ提供事業者契約とは別に、当該定めにも従って車載機専用アプリ提供事業者サービスを利用するものとします。
- ⑤ 車載機専用アプリ提供事業者サービスは、契約者への通知なく、変更、追加または廃止されることがあります。当該変更、追加または廃止により契約者に生じた損失、損害等について、TC は一切の責任を負いません。

#### <外部サービス>

- ① TCまたは第三者により、外部サービス (Apps の全部または一部と連携するアプリケーションおよびコンテンツ等で、Apps 以外のサービス) が 提供される場合があります。外部サービスの内容および利用条件等は、外部サービス提供者 (外部サービスを提供する者) が別に定めるところによります。
- 契約者が TC 以外の第三者の提供する外部サービスを利用する場合は、当該外部サービス契約(外部サービスに関する契約)は、契約者と当該外部サービス提供者との間で直接成立するものであり、TC は、当該外部サービス契約の当事者とはならず、外部サービスについて一切の責任を負いません。
- ③ 外部サービスについて、TC は動作保証・品質保証その他一切の責任を負うものではなく、外部サービスまたはその利用に関して契約者に損失、損害等が発生した場合であっても、TC は一切の責任を負いません。
- ④ 外部サービス連携機能を TC が提供する場合、当該外部サービス連携機能(外部サービスは含みません)は Apps の一部を構成し、T-Connect 利用規約が適用されます。外部サービス連携機能を車載機専用アプリ提供事業者が提供する場合、当該外部サービス連携機能(外部サービスは含みません)は車載機専用アプリ提供事業者サービスの一部を構成し、前条に従うものとします。

⑤ 外部サービス提供者の判断により、契約者への通知なく、外部サービス連携機能が制限され、または利用できなくなることがあります。当該制限または利用不能により契約者に生じた損失、損害等について、TC は一切の責任を負いません。

#### <有償サービス>

- ① Apps に関する利用料金は T-Connect 基本利用料 (本規約第11条) に含まれます。ただし、車載機専用アプリ提供事業者サービスと外部サービスの一部利用にあたって別途料金が必要となるサービス(以下、「有償サービス」といいます)があります。
- ② 有償サービスの利用を希望する契約者は、TC が別途定めた場合を除き、TC または車載機専用アプリ提供事業者が定める有償サービスの対価 (以下、「有償サービス利用料」といいます)を支払う必要があります。有償サービス利用料の額については各有償サービスの購入ページ(リンク先を含みます)上に表示されます。
- ③ 有償サービス利用料の支払方法は、クレジットカードによる支払いのみとなります。支払いに関する利用条件等は、本規約第11条に定めると ころによります。

契約者と TC 以外の車載機専用アプリ提供事業者または外部サービス提供者等の第三者との間で紛争が生じた場合は、契約者と当該第三者との間で解決するものとし、契約者は TC に請求または苦情を申し立てないものとします。

契約者は、Apps を通じて入手した情報を、自己の車載機に利用する契約者の私的利用の範囲内において利用することができます。

#### ■FC システム遠隔見守りサービス

(1) サービスの内容

FCシステム遠隔見守りサービスは、カーライフに役立つ所定の情報を提供するサービスです。 FCシステム遠隔見守りサービスは、契約者が利用できます。

(2) 利用条件および遵守事項

FC システム遠隔見守りサービスにおいては、車両データをセンターが取得し、当該車両データを契約者と担当する販売店へ通知し、車両のメンテナンス等の案内を行います。なお、提供内容や設定項目等は対象車両の種類やグレード、装着オプションによって異なります。

#### ■その他のサービス

(1) エージェント

音声対話システムに接続し、話しかけるだけで目的地の検索・設定、ニュースや天気等の情報検索ができるほか、パワーウィンドウ等車両機能の音声 認識操作ができるサービス。

(2) リモートメンテナンスメール

利用車両の走行距離・利用期間等に応じて、定期点検やエンジンオイル交換等のご案内、イベントの情報を販売店からお知らせするサービス。

(3) ロケア

警告灯点灯時に、利用車両から発信される情報をもとに適切なアドバイスを行う「走行アドバイス」と、利用車両の状態やメンテナンス情報を確認できる「ヘルスチェックレポート」等のサービス。なお、利用車両によっては、「コネクティッドカーケア」の名称にて、本サービスが提供される場合があります。

(4) CD タイトル情報取得

車載機に収録されていない CD のタイトル等の情報を、通信で取得するサービス。

(5) マップオンデマンド

エンジン始動時や目的地検索時に自動で通信を行い、新しい道路の情報をダウンロードし車載機の地図情報を更新するサービス。

(6) ハイブリッドナビ

走行状況に関するデータおよび外部情報を組み合わせた膨大なデータを用いて、TMCが保有する地図データの中から最適なルートを探索し、車載機に配信するサービス。

(7) Tルート検索 (ブローブ情報付)

独自の交通情報により目的地までの道路状況を予測し、最適なルートを探索するサービス。

(8) ソフトウェアアップデート

DCMによる無線通信で、車載機および車両のソフトウェアアップデートを実施するサービス。アップデート内容は利用車両によって異なります。

# DCM 通信サービスに関する重要事項説明書

本説明書は、以下のサービスプランのいずれかを申し込む契約者のみご確認ください。

「T-Connect DCM パッケージ」「T-Connect DCM 単体」

「T-Connect DCM 単体/携帯接続」「T-Connect for CROWN」(2018年6月~2020年4月モデル) 「T-Connect エントリー (22)」「T-Connect スタンダード (22)」

T-Connect は、KDDI 株式会社(以下、「KDDI」といいます)の通信回線による専用通信モジュール(DCM)を利用したデータ通信および音声通話のサービスです。

(車載機での設定により、Wi-Fi SPOT またはスマートフォンでのテザリングによる通信も可能です)

T-Connect のオプションサービスである車内 Wi-Fi をご契約の場合、上記サービスに加え、Wi-Fi によるインターネット接続のサービスが提供されます。

本説明書は、DCMによる通信サービスに関する重要なお知らせです。十分にご確認ください。

なお、本説明書で使用する用語は、本説明書で特段定義がされない限り、T-Connect 利用規約で定義された意味を有するものとします。

電気	気通信事業者の名称	トヨタコネクティッド株式会社(以下、「TC」といいます)
電気	気通信事業者の連絡先	【T-Connect サポートセンター】
		TEL: 0800-500-6200 受付時間:9:00~18:00 年中無休
業務	<b>済受託者の名称・連絡先</b>	T-Connect ご利用申込書、お申込時に送付する電子メール、またはお申込時にお渡し
		する販売員名刺に記載していますのでそちらをご確認ください。
主	サービス名称	T-Connect
要	種類	仮想移動電気通信サービス (MVNO サービス)
な	品質	・DCM の通信方式は、KDDI の LTE 対応の au 携帯電話の通信方式と同一です。
電		・回線の状況や契約者のご利用場所等により、通信速度が大幅に低下する場合や、通
気		信自体がご利用いただけなくなる場合があります(DCMによる通信はベストエフォ
通		ート方式を採用しています)。
信		・T-Connect はデータ取得に通信を利用するため、通信環境の整わない状況では通信
役		を利用するサービスはすべて利用できません。
務	提供を受けることができ	・サービスエリアについては、KDDI のホームページでご確認ください。
0)	る場所	・トンネル内・地下・屋内・ビルの陰・山間部等の電波の届かないところや、サービ
内		スエリア外ではご使用になれません。また、高地・高層ビル等の高層階等の電波状
容		態の悪いところおよび気象条件によっては、ご利用になれないことがあります。
等	緊急通報に係る制限	緊急通報を利用することはできません(警察、海上保安機関、消防機関へ直接的に通
		報することはできません)。
	青少年有害情報フィルタ	DCM でのデータ通信は接続先限定通信であり、青少年有害情報には接続されません。
	リング	ただし、車内 Wi-Fi をご契約される場合にはこの限りではありません。後述の車内 Wi-
		Fi に関する記載をご確認ください。
	その他の利用制限	・直近3日間(当日は含みません)で合計6GB以上の通信をした場合、終日速度制限
		がかかることがあります。ただし、DCM 通信における速度制限の対象となるデータ
		通信量は、KDDI により変更される場合があります。
		・ヘルプネットでの緊急通報中および保守点検中は、ヘルプネットの通信が優先され

るため、その他の T-Connect サービスをご利用できない可能性があります。

- ・将来において、KDDIにて、停波や通信に使用する電波の割当て等が変更になった場合、T-Connectが使用できなくなる場合があります(その場合は事前にご連絡いたします)。
- ・GPS 信号を長い間(数ヵ月間)受信していないとき、または 12V バッテリーとの接続が断たれたときは、データ通信ができなくなることがあります。この場合は、GP S 信号が受信できる場所に車を移動した後、データ通信が可能となっていることを確認してください。

通信料金、その他の料金、期間限定の割引の適用期間等の 条件等

# • 通信料金

DCM でのデータ通信および音声通話に関する通信料金は、T-Connect 利用規約に定める T-Connect 基本利用料に含まれています。T-Connect の無料期間中は通信料金も無料です。

・車載機専用アプリの利用料等

T-Connect 基本利用料には、車載機専用アプリ、協業サービスおよび取次先サービス (個別のアプリ、トヨタコネクティッドカー保険、ロードアシスト 24 において JAF が提供するサービス等) の利用料や保険料等は含まれておらず、別途お支払いが必要となります。

・期間限定の割引の適用期間等の条件

下記期間は、T-Connect 基本利用料が無料になります。

T-Connect DCM パッケージ(\*1): 初度登録日(新車として登録された日、以下同じです)から 12 ヵ月間。ただし無料期間内に解約等した後、同期間内に改めて契約した場合を除きます。

T-Connect DCM パッケージ (\*2)、T-Connect DCM 単体、T-Connect DCM 単体/携帯接続、T-Connect for CROWN (2018年6月~2020年4月モデル):初度登録日から36ヵ月間

T-Connect エントリー (22)、T-Connect スタンダード (22): 初度登録日から 60 ヵ 月間

T-Connect スタンダード (22) (\*3): 初度登録日から 120 ヵ月間

- \*1 T-Connect 対応ナビを装着し、DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合のうち、初年度無料の T-Connect DCM パッケージの場合
- \*2 T-Connect 対応ナビを装着し、DCM の通信を利用して、MIRAI (2014年11月~2020年12月モデル)、プリウス PHV (2017年2月~2019年5月モデル 標準装備ナビ、2019年5月~2021年6月モデル)、アルファード・ヴェルファイア (2017年12月~2019年12月モデル)、センチュリー (2018年6月~2021年5月モデル)、カローラスポーツ (2018年6月~2019年9月モデル)、プリウス (2018年12月~2021年6月モデル)、RAV4 (2019年4月~2020年8月モデル) で T-Connect を利用する場合。
- \*3 T-Connect 対応ナビを装着し、DCM の通信を利用して、bZ4X で T-Connect を利用する場合。
- ・ T-Connect 利用規約第26条に定める株式会社 KINTO(以下、「KINTO」といいます)との間でリース契約を締結した契約者が、当該リース契約に付随してT-Connect 利用契約を締結する場合、T-Connect 基本利用料(通信料金を含みます)は、当該リース契約期間中、リース契約の利用料に含まれます。別途お支払いいただく必要はありません。
- ・その他、T-Connect 基本利用料、支払方法および無料期間の詳細については、T-Co

		nnect 利用規約の別紙をご確認ください。
		【T-Connect 利用規約】
		https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/
契約解除および力	余・契約変更の連絡先方法	・DCM による通信サービスは T-Connect 利用契約を解約することにより解約することができます。DCM による通信サービス単体で解約することはできません。T-Connect 利用契約の解約を希望するときは、My TOYOTA (WEB) もしくは車載機にて手続きを行うか、または T-Connect サポートセンターにご連絡ください。なお、 My TOYO TA (WEB) での解約手続きには、「TOYOTA アカウント」と T-Connect ID を連携し、「TOYOTA アカウント」に登録しているメールアドレスおよびパスワードによるログインが必要です。車載機での解約手続きには T-Connect 暗証番号が必要です。・ 万が一、解約手続きを実施しないまま、お車を処分する等した場合は、My TOYOTA (WEB) にて解約手続きを実施しないまま、お車を処分する等した場合は、My TOYOTA (WEB) にて解約手続きを行うか、電気通信事業者の連絡先(T-Connect サポートセンター)にご連絡ください。 ・ T-Connect 利用規約第26条に定める KINTO との間でリース契約を締結した契約者が当該リース契約に付随して T-Connect 利用契約を締結する場合、当該リース契約期間中、当該リース契約に付随する T-Connect 利用契約のみの解約を求めることは
		できません。T-Connect 利用契約の解約を希望するときは、当該リース契約自体を解約していただく必要があります。
契約解除	余・契約変更の条件等	・T-Connect 利用契約期間中の解約であっても、支払済みの T-Connect 基本利用料は返金されません。 ・T-Connect 利用契約の契約者の希望により、DCMによる通信サービスについての契約内容の変更をすることはできません。 ・無料期間が適用されない T-Connect 利用契約は、自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに T-Connect 利用契約の解約の効力が発生しない限り、契約期間満了日の翌日から1年間(年払いの場合)あるいは1ヵ月間(月払いの場合)自動的に更新され、以降も同様となります。なお、DCMによる通信サービスも、自動的に契約が更新されることになります。 ・T-Connect 利用契約に無料期間が適用されている場合は、自動更新されません。無料期間終了後も T-Connect および DCMによる通信サービスのご利用を希望される場合は、My TOYOTA(WEB)、車載機または「T-Connect 継続のご案内」に同封の継続申込書にて、所定の期日までに継続手続きを行ってください。なお、継続手続き後は、自動更新となります。
	プションサービス名称	車内 Wi-Fi
プ電気	気通信役務の種類	仮想移動電気通信サービス (MVNO サービス) (無線インターネット専用サービス)
フョ 品質 ン サ	T T T T T T T T T T T T T T T T T T T	車内 Wi-Fi は DCM による通信サービスを利用しており、DCM の通信方式は、KDDI の L TE 対応である au 携帯電話の通信方式と同一です。
提供	共を受けることができ 易所、緊急通報に係る 艮	車内 Wi-Fi における品質、提供を受けることができる場所および緊急通報に係る制限は、T-Connect の場合と同様です。

$\mathcal{O}$	青少年有害情報フィルタ	車内 Wi-Fi を利用することで、青少年がインターネット上の青少年有害情報を閲覧す
内容	リング	る可能性があるほか、場合によっては、青少年が違法または有害な行為に関与する可
等		能性があります。車内 Wi-Fi 利用契約の契約者または使用者に 18 歳未満の青少年が
		含まれる場合には、青少年有害情報フィルタリングサービスのご利用を条件として、
		車内 Wi-Fi を提供します。
		青少年有害情報フィルタリングサービスのご利用が必要な場合には、別途、自らの責
		任と負担にて、当該サービスをご契約ください。
		【青少年有害情報フィルタリングサービス】
		i-フィルター for マルチデバイス (デジタルアーツ株式会社提供)
		https://www.daj.jp/cs/products/multidevice/
		(なお、上記は青少年有害情報フィルタリングサービスの一例であり、上記サービス
		のご利用に限定するものではございません)
		車内 Wi-Fi 利用契約の契約者または使用者が青少年であるにもかかわらず、青少年有
		害情報フィルタリングサービスの利用を希望しない場合には、青少年が青少年有害情
		報を閲覧することがないよう、保護者において適切に監督いただく必要があります。
		この場合、TC の求めに応じ、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない
		正当な理由等が記載された書面を提出しなければなりません。
	通信料金、その他の料	・車内 Wi-Fi をご利用の場合、T-Connect 基本利用料等に加え、車内 Wi-Fi 利用料
	金、期間限定の割引の適	(1,100円/月、税込み) のお支払いが必要です。
	用期間等の条件等	・車内 Wi-Fi 利用料額およびお支払方法の詳細については、T-Connect 利用規約およ
		び車内 Wi-Fi 利用規約に記載していますのでご確認ください。
		【T-Connect 利用規約および車内 Wi-Fi 利用規約】
		https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/
	その他の利用制限	・車内 Wi-Fi は、T-Connect 利用契約を締結のうえ、T-Connect のオプションサービ
		スとして車内 Wi-Fi 利用契約を締結した場合にご利用いただけます。ただし、T-Co
		nnect スタンダード(22)対応車両以外の車両においては、車内 Wi-Fi をご利用い
		ただけません。
		・直近3日間(当日は含みません)で合計6GB以上の通信をした場合、終日速度制限
		がかかることがあります。ただし、DCM通信における速度制限の対象となるデータ
		通信量は、KDDI により変更される場合があります。
	契約解除・契約変更の連	・車内 Wi-Fi は、車内 Wi-Fi 利用契約を解約する旨の届出が TC に到達した日の属す
	絡先および方法	る契約期間の満了日をもって解約することができます。My TOYOTA (WEB)、車載
		機、その他 TC 所定の手続きにて、車内 Wi-Fi サービスの解約手続きを実施してく
		ださい。
		・My TOYOTA (WEB) または車載機での解約手続きには、「TOYOTAアカウント」と T-Co
		nnect ID を連携させたうえ、「TOYOTA アカウント」に登録されているメールアドレ
		スおよびパスワードによるログインが必要です。

# 契約解除・契約変更の条 • T-Connect 利用契約が解約その他理由のいかんを問わず終了した場合、車内 Wi-Fi 件等 利用契約も T-Connect 利用契約が終了した時点で自動的に終了します。 ・車内 Wi-Fi 利用契約期間中の解約であっても、原則として支払済みの車内 Wi-Fi 利 用料は返金されません。 ・車内 Wi-Fi 利用契約は、自動更新契約です。車内 Wi-Fi 利用契約の契約者により所 定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに車内 Wi-Fi 利用契約の解約の効力 が発生しない限り、またはTCが契約期間満了日までに車内Wi-Fi利用契約を更新 しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から1ヵ月間自動的に更 新され、以降も同様となります。 ただし、車載機より支払方法を TOYOTA Wallet (Wallet QR) にて申し込んだ場合 は、当該契約は自動更新されません。この場合、当該契約期間の満了日をもって契 約終了となります。 ・車内 Wi-Fi 利用契約の契約者の希望により、DCM による通信サービスについての契 約内容の変更をすることはできません。 初期契約解除に関する事項 ・DCM による通信サービスおよび車内 Wi-Fi サービスは、初期契約解除制度の対象で す。T-Connect または車内 Wi-Fi サービスについては、契約成立後にお手元に届く DCM 通信サービスに関するご説明書または車内 Wi-Fi の通信サービスに関するご説 明書(以下、あわせて「契約書面」といいます)を受領した日から起算して8日を 経過するまでの間、書面により DCM による通信サービスおよび車内 Wi-Fi サービス の利用契約の解除を行うことができます。詳細は、契約書面をご確認ください。 ・なお、DCMによるデータ通信サービスのみを解約することはできません。DCMによ るデータ通信サービスの全てを解約する場合、T-Connect 利用契約の全てを解除す ることになります(この場合、車内 Wi-Fi 利用契約も解除となり、T-Connect サー ビスおよび車内 Wi-Fi サービスの一切が利用できなくなります)。 利用規約に関する情報提供 DCM による通信サービスを含めた T-Connect 利用契約および車内 Wi-Fi 利用契約は、 T-Connect 利用規約および車内 Wi-Fi 利用規約を契約の内容とします。TC は、T-Conn ect 利用規約および車内 Wi-Fi 利用規約の定めに従って、契約内容を変更することが あります。 【T-Connect 利用規約および車内 Wi-Fi 利用規約】 https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/ 電磁的方法による契約書面の ・電気通信事業法に基づいて契約締結後にお渡しする契約書面については、当該書面 の交付に代えて、以下に PDF 形式 (Adobe Reader で閲覧可能な状態) で掲載する 交付 ことにより、当該書面に記載すべき情報を提供します。 https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/ ・当該書面の交付をご希望の方は、T-Connect サポートセンターにご連絡ください。

(付則) 2023年12月7日改定

# DCM 通信サービスに関する重要事項説明書

本説明書は、以下のサービスプランを申し込む契約者のみご確認ください。 「T-Connect エントリー」、「T-Connect スタンダード」 「T-Connect for CROWN」(2020 年 5 月~2022 年 7 月モデル)

本説明書は、トヨタコネクティッド株式会社(以下、「TC」といいます)が別に定める DCM を用いて提供する T-Connect サービス(以下、「T-Connect」といいます)の利用開始の申し込みをされた場合に、同時にお客様がお申し込みいただいたことになる KDDI 株式会社の「カーテレマティクス向けモジュールに関する通信特約」に定める通信サービス契約の内容についてご説明するものです。十分にご確認ください。

なお、本説明書で使用する用語は、本説明書で特段定義がされない限り、T-Connect 利用規約で定義された意味を有するものとします。

電気	気通信事業者の名称	KDDI 株式会社(以下、「KDDI」といいます)
電気	気通信事業者の連絡先	【KDDI お客さまセンター】
		TEL: 0077-7-111
		受付時間:9:00~20:00 年中無休
		お問い合わせは以下のような通信契約に関するお問い合わせに関する連絡先です。
		【例】・通信回線の契約回線数に関するお問い合わせ
		・通信契約の契約条件・契約内容に関するお問い合わせ
		なお、T-Connect に関するお問い合わせについては、T-Connect 利用規約に記載され
		ている下記お問い合わせ先等にご連絡ください。
		【T-Connect サポートセンター】
		TEL: 0800-500-6200
		受付時間:9:00~18:00 年中無休
		【例】・ヘルプネットのご利用方法に関するお問い合わせ
		・オプションサービスの申し込み方法に関するお問い合わせ
電	サービス名称	T-Connect 向け au 通信サービス
気		なお、適用される約款は「利用規約に関する情報提供」をご確認ください。
通	種類	au 通信網を利用した車載通信サービス(電気通信事業法施行規則別表 十三に相
信		当)
役	品質	・回線の状況や契約者のご利用場所等により、通信速度が大幅に低下する場合や、通
務		信自体がご利用いただけなくなる場合があります(DCM による通信はベストエフォ
$\mathcal{O}$		ート方式を採用しています)。
内		・T-Connect はデータ取得に通信を利用するため、通信環境の整わない状況では通信
容		を利用するサービスはすべて利用できません。
	提供を受けることができ	・サービスエリアについては、KDDI のホームページでご確認ください。
	る場所	・トンネル内・地下・屋内・ビルの陰・山間部等の電波の届かないところや、サービ
		スエリア外ではご使用になれません。また、高地・高層ビル等の高層階等の電波状
		態の悪いところおよび気象条件によっては、ご利用になれないことがあります。
	緊急通報に係る制限	緊急通報を利用することはできません(警察、海上保安機関、消防機関へ直接的に通

		報することはできません)。
	青少年有害情報フィルタ	DCM でのデータ通信は接続先限定通信であり、青少年有害情報には接続されません。
	リング	
	その他の利用制限	・直近3日間(当日は含みません)で合計6GB以上の通信をした場合、終日速度制限がかかることがあります。ただし、DCM通信における速度制限の対象となるデータ通信量は、KDDIにより変更される場合があります。 ・ヘルプネットでの緊急通報中および保守点検中は、ヘルプネットの通信が優先されるため、その他のT-Connectサービスをご利用できない可能性があります。 ・将来において、KDDIにて、停波や通信に使用する電波の割当て等が変更になった場合、T-Connectが使用できなくなる場合があります(その場合は事前にご連絡いたします)。
		・GPS 信号を長い間(数ヵ月間)受信していないとき、または 12V バッテリーとの接
		続が断たれたときは、データ通信ができなくなることがあります。この場合は、GPS 信号が受信できる場所に車を移動した後、データ通信が可能となっていることを確認してください。
通信	言料金、その他の料金、期	・通信料金
間 条件	限定の割引の適用期間等の ‡等	DCM でのデータ通信および音声通話に関する通信料金は、T-Connect 利用規約に定める T-Connect 基本利用料に含まれています。TC と T-Connect 契約を締結している場合にはお客様において料金の支払いは要しません。
		・車載機専用アプリの利用料等
		T-Connect 基本利用料には、車載機専用アプリ、協業サービスおよび取次先サービス (個別のアプリ、トヨタコネクティッドカー保険、ロードアシスト 24 において JAF が提供するサービス等)の利用料や保険料等は含まれておらず、別途お支払いが必要となります。
		・期間限定の割引の適用期間等の条件
		初年度登録日(新車として登録された日)から5年後の応当日の前日が属する月の 末日まで、T-Connect 基本利用料が無料になります。
		・その他、T-Connect 基本利用料、支払方法および無料期間については、T-Connect 利用規約の別紙をご確認ください。
		【T-Connect 利用規約】
		https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/
契約	的解除・契約変更の連絡先	・DCM による通信サービスは T-Connect 利用契約を解約することにより解約すること
お』	にび方法	ができます。DCM による通信サービス単体で解約することはできません。T-Connec
		t利用契約の解約を希望するときは、My TOYOTA (WEB) もしくは車載機にて手続き
		を行うか、または T-Connect サポートセンターにご連絡ください。なお、My TOYOT
		A (WEB) での解約手続きには、「TOYOTA アカウント」と T-Connect ID を連携し、
		「TOYOTA アカウント」に登録しているメールアドレスおよびパスワードによるロ
		グインが必要です。車載機での解約手続きには T-Connect 暗証番号が必要です。
		・万が一、解約手続きを実施しないまま、お車を処分する等した場合は、My TOYOTA
		(WEB) にて解約手続きを行うか、電気通信事業者の連絡先(T-Connect サポート
		センター)にご連絡ください。
契約	的解除・契約変更の条件等	・T-Connect 利用契約期間中の解約であっても、支払い済みの T-Connect 基本利用料

は返金されません。

- T-Connect 利用契約のご契約者の希望により、DCM による通信サービスについての 契約内容の変更をすることはできません。
- ・無料期間が適用されない T-Connect 利用契約は、自動更新契約です。契約者により 所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに T-Connect 利用契約の解約の効 力が発生しない限り、契約期間満了日の翌日から1年間(年払いの場合)あるいは 1ヵ月間(月払いの場合)自動的に更新され、以降も同様となります。なお、DCM による通信サービスについても自動的に契約が更新されることになります。
- ・T-Connect 利用契約に無料期間が適用されている場合は、自動更新されません。無料期間終了後も T-Connect および DCM による通信サービスのご利用を希望される場合は、My TOYOTA (WEB)、車載機または「T-Connect 継続のご案内」に同封の継続申込書にて、所定期日までに継続手続きを行ってください。なお、継続手続き後は、自動更新となります。

### 利用規約に関する情報提供

適用される約款は以下のとおりです。

・au (LTE) 通信サービス契約約款 内容は以下のリンクでご確認いただけます。

https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/conditions/

KDDI は、au(LTE)通信サービス契約約款を、民法の定めに従い変更することができます。この場合、au(LTE)通信サービスの提供条件は変更後の約款によります。なお、KDDI は、変更後の約款およびその効力発生時期を、あらかじめ所定のWEB サイトその他相当の方法で周知するものとし、変更後の約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。

・カーテレマティクス向けモジュールに関する通信特約 内容は以下のリンクでご確認いただけます。

https://biz.kddi.com/service/iot/car-telematics2/

KDDI はカーテレマティクス向けモジュールに関する通信特約を、民法の定めに従い変更することができます。この場合の特約プランの内容は、変更後のカーテレマティクス向けモジュールに関する通信特約によります。なお、KDDI は、変更後のカーテレマティクス向けモジュールに関する通信特約およびその効力発生時期を、あらかじめ所定のウェブサイトにおいて周知するものとし、変更後のカーテレマティクス向けモジュールに関する通信特約は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。

# その他特記事項

・同一名義での大量不正契約の防止を図るため、KDDIでは原則として個人契約の同一名義におけるスマートフォン・携帯電話の契約回線数を累計 5 回線までに制限させていただいております。DCM による通信サービスで利用される回線も 1 回線としてカウントの対象となります。なお、お申し込みいただける回線数は、お申し込み内容により異なる場合がございます。

(付則) 2023年12月7日改定

# DCM 通信サービスに関するご説明書

本説明書は、以下のサービスプランのいずれかをご契約された契約者のみご確認ください。
「T-Connect DCM パッケージ」「T-Connect DCM 単体」
「T-Connect DCM 単体/携帯接続」「T-Connect for CROWN (2018年6月~2020年4月モデル)」
「T-Connect エントリー (22)」「T-Connect スタンダード (22)」

本説明書は、KDDI 株式会社(以下、「KDDI」といいます)の通信回線による専用通信モジュール (DCM) を利用したデータ通信および音声通話のサービスの契約内容に関する重要なお知らせです。十分にご確認ください。

なお、本説明書で使用する用語は、本説明書で特段定義がされない限り、T-Connect 利用規約で定義された意味を有するものとします。

電気	え 通信事業者の名称	トヨタコネクティッド株式会社(以下、「TC」といいます)
電気	気通信事業者の連絡先	【T-Connect サポートセンター】
		TEL:0800-500-6200 受付時間:9:00~18:00 年中無休
契約者情報		車載機の「T-Connect」または「T-Connect 設定」内に契約者氏名、住所、電話番号
		が掲載されています。
主	サービス名称	T-Connect
要	種類	仮想移動電気通信サービス (MVNO サービス)
な	品質	・DCM の通信方式は、KDDI の LTE 対応の au 携帯電話の通信方式と同一です。
電		・回線の状況や契約者のご利用場所等により、通信速度が大幅に低下する場合や、通
気		信自体がご利用いただけなくなる場合があります(DCM による通信はベストエフォ
通		ート方式を採用しています)。
信		・T-Connect はデータ取得に通信を利用するため、通信環境の整わない状況では通信
役		を利用するサービスはすべて利用できません。
務	提供を受けることができ	・サービスエリアについては、KDDI のホームページでご確認ください。
0)	る場所	・トンネル内・地下・屋内・ビルの陰・山間部等の電波の届かないところや、サービ
内		スエリア外ではご使用になれません。また、高地・高層ビル等の高層階等の電波状
容		態の悪いところおよび気象条件によっては、ご利用になれないことがあります。
	緊急通報に係る制限	緊急通報を利用することはできません(警察、海上保安機関、消防機関へ直接的に通
		報することはできません)。
	青少年有害情報フィルタ	DCM でのデータ通信は接続先限定通信であり、青少年有害情報には接続されません。
	リング	ただし、車内 Wi-Fi をご契約された場合には、車内 Wi-Fi の通信サービスに関するご
		説明書をご確認ください。
	付随有償役務	付随有償継続役務の内容は、My TOYOTA (WEB) の契約者情報に掲載されています。
	その他の利用制限	・直近3日間(当日は含みません)で合計6GB以上の通信をした場合、終日速度制限
		がかかることがあります。ただし、DCM 通信における速度制限の対象となるデータ
		通信量は、KDDI により変更される場合があります。
		・ヘルプネットでの緊急通報中および保守点検中は、ヘルプネットの通信が優先され
		るため、その他の T-Connect サービスをご利用できない可能性があります。
		・将来において、KDDI にて、停波や通信に使用する電波の割当て等が変更になった
		場合、T-Connect が使用できなくなる場合があります(その場合は事前にご連絡い

たします)。
・GPS 信号を長い間(数ヵ月間)受信していないとき、または12V バッテリーとの接続が断たれたときは、データ通信ができなくなることがあります。この場合は、GP S 信号が受信できる場所に車を移動した後、データ通信が可能となっていることを確認してください。

DCM による通信サービスの提供開始時期

T-Connect 利用契約の成立日から提供します(車載機にて利用開始のための手続き・設定を完了した日です)。

通信料金、その他の料金、期間限定の割引の 適用期間等の条件等 • 通信料金

DCM でのデータ通信および音声通話に関する通信料金は、T-Connect 利用規約に定める T-Connect 基本利用料に含まれています。T-Connect の無料期間中は通信料金も無料です。

・車載機専用アプリの利用料等

T-Connect 基本利用料には、車載機専用アプリ、協業サービスおよび取次先サービス (個別のアプリ、トヨタコネクティッドカー保険、ロードアシスト 24 において JAF が提供するサービス等) の利用料や保険料等は含まれておらず、別途お支払いが必要となります。

・期間限定の割引の適用期間等の条件

下記期間は、T-Connect 基本利用料が無料になります。

T-Connect DCM パッケージ(\*1): 初度登録日(新車として登録された日、以下同じです)から 12 ヵ月間。ただし無料期間内に解約等した後、同期間内に改めて契約した場合を除きます。

T-Connect DCM パッケージ (\*2)、T-Connect DCM 単体、T-Connect DCM 単体/携帯接続、T-Connect for CROWN (2018年6月~2020年4月発売モデル):初度登録日から36ヵ月間

T-Connect エントリー (22)、T-Connect スタンダード (22): 初度登録日から 60 ヵ 月間

T-Connect スタンダード (22) (\*3): 初度登録日から 120 ヵ月間

- \*1 T-Connect 対応ナビを装着し、DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合のうち、初年度無料の T-Connect DCM パッケージの場合
- \*2 T-Connect 対応ナビを装着し、DCM の通信を利用して、MIRAI (2014年11月~2020年12月モデル)、プリウス PHV (2017年2月~2019年5月モデル 標準装備ナビ、2019年5月~2021年6月モデル)、アルファード・ヴェルファイア (2017年12月~2019年12月モデル)、センチュリー (2018年6月~2021年5月モデル)、カローラスポーツ (2018年6月~2019年9月モデル)、プリウス (2018年12月~2021年6月モデル)、RAV4 (2019年4月~2020年8月モデル)でT-Connectを利用する場合。
- \*3 T-Connect 対応ナビを装着し、DCM の通信を利用して、bZ4X で T-Connect を利用する場合。
- ・T-Connect 利用規約第26条に定める株式会社 KINTO (以下、「KINTO」といいます) との間でリース契約を締結した契約者が、当該リース契約に付随して T-Connect 利用契約を締結する場合、T-Connect 基本利用料 (通信料金を含みます) は、当該リース契約期間中、リース契約の利用料に含まれます。別途お支払いいただく必要はありません。
- ・その他、T-Connect 基本利用料、支払方法および無料期間の詳細については、T-Connect 利用規約の別紙をご確認ください。

	【T-Connect 利用規約】
	https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/
   料金の支払方法・時期	契約者が選択した支払方法が適用されますので、支払方法は My TOYOTA (WEB) の
竹並の又知力仏、时期	「ご利用明細」でご確認ください(無料期間中は表示されません)。
	なお、T-Connect 基本利用料の締め日は当月末日、決済日は翌月1日です。
	・クレジットカードによる支払い:支払時期は、契約者と各カード会社との約定に基
	づきますので、カード会社へお問い合わせください。
	・預金口座振替による支払い:利用開始操作日が属する月の翌々月の23日に引き落
	としとなります。ただし、当該金融機関が休業日の場合は翌営業日に引き落としと
	なります。
	・指定口座振込による支払い:TC の発行する請求書に記載された内容に従い、TC 指
	定口座への振込みをすることになります。支払期限は、利用開始操作日が属する月
	の翌々月の末日となります。
	・TOYOTA Wallet (TS CUBIC) による支払い:支払時期は、契約者と各カード会社と
	の約定に基づきますので、カード会社へお問い合わせください。 
契約解除・契約変更の連絡先	・DCM による通信サービスは T-Connect 利用契約を解約することにより解約すること
および方法	ができます。DCM による通信サービス単体で解約することはできません。T-Connec
	t 利用契約の解約を希望するときは、My TOYOTA(WEB)もしくは車載機にて手続き
	を行うか、または T-Connect サポートセンターにご連絡ください。なお、My TOYOT
	A (WEB) での解約手続きには、「TOYOTA アカウント」と T-Connect ID を連携し、
	「TOYOTA アカウント」に登録しているメールアドレス およびパスワードによるロ
	グインが必要です。車載機での解約手続きには T-Connect 暗証番号が必要です。
	・万が一、解約手続きを実施しないまま、お車を処分する等した場合は、My TOYOTA
	(WEB) にて解約手続きを行うか、または電気通信事業者の連絡先(T-Connect サ
	ポートセンター)にご連絡ください。
	・T-Connect 利用規約第 26 条に定める KINTO との間でリース契約を締結した契約者
	が当該リース契約に付随して T-Connect 利用契約を締結する場合、当該リース契約
	期間中、当該リース契約に付随する T-Connect 利用契約のみの解約を求めることは
	できません。T-Connect 利用契約の解約を希望するときは、当該リース契約自体を
	解約していただく必要があります。
契約解除・契約変更の条件等	・T-Connect 利用契約期間中の解約であっても、支払済みの T-Connect 基本利用料は
	返金されません。
	・T-Connect 利用契約のご契約者の希望により、DCM による通信サービスについての
	契約内容の変更をすることはできません。
	・無料期間が適用されない T-Connect 利用契約は、自動更新契約です。契約者により
	所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに T-Connect 利用契約の解約の効
	力が発生しない限り、契約期間満了日の翌日から1年間(年払いの場合)あるいは
	1ヵ月間(月払いの場合)自動的に更新され、以降も同様となります。なお、DCM
	による通信サービスも自動的に契約が更新されることになります。 なね、DCM による通信サービスも自動的に契約が更新されることになります。
	・T-Connect 利用契約に無料期間が適用されている場合は、自動更新されません。無
	・1-Connect 利用契約に無枠期间が適用されている場合は、自動更利されません。無料期間終了後も T-Connect および DCM による通信サービスのご利用を希望される場
	合は、My TOYOTA (WEB)、車載機または「T-Connect 継続のご案内」に同封の継続

申込書にて、所定の期日までに継続手続きを行ってください。なお、継続手続き後は、自動更新となります。

# 初期契約解除制度の案内

DCM による通信サービスは、初期契約解除制度の対象です。

- 1. 本書面を契約者が受領した日から起算して8日を経過するまでの間、書面により T-Connect 利用契約の解除を行うことができます。この効力は書面を発した時に 生じます。
- 2. この場合、契約者は損害賠償もしくは違約金その他の金銭等を請求されることはありません。また、契約に関連して TC が金銭等を受領している際には当該金銭等を契約者に返還いたします (ただし、電気通信事業法その他の法令に基づき T C が契約者に請求することができる金銭を除きます)。
- 3. TC または販売店が初期契約解除制度について不実のことを告げたことにより契約者が告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによって8日を経過するまでに契約を解除しなかった場合、改めてT-Connect利用契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して8日を経過するまでの間であればT-Connect利用契約を解除することができます。
- 4. 【お問い合わせ先・書面の送付先】

₹460-0003

愛知県名古屋市中区錦一丁目 11 番 11 号 名古屋インターシティ 14 階 トヨタコネクティッド株式会社 (T-Connect サポートセンター)

TEL: 0800-500-6200

<書面による解除の記載例>

₹ 460-0003

愛知県名古屋市中区錦一丁目 11番 11号

名古屋インターシティ 14 階

トヨタコネクティッド株式会社

T-Connect サポートセンター 行

契約書面受領日 (契約成立日)

- ○年○月○日
- ①ご住所
- ②ご契約者名
- ③お電話番号
- ④契約 ID (T-Connect ID) #\*\*\*\*\*\*\*
- ⑤契約サービス T-Connect

上記契約を解除します。

(付則) 2023年12月7日改定

### デジタルキー利用規約

デジタルキー利用規約は、T-Connect 利用規約に付随して、T-Connect のオプションサービスとしてトヨタコネクティッド株式会社(以下、「TC」といいます)およびトヨタ自動車株式会社(以下、「TMC」といい、TC および TMC を総称して「当社」といいます)が提供する「デジタルキー」のサービスの利用条件を定めるものです。デジタルキー利用規約は、T-Connect 利用規約と一体となり、その一部を構成するものであり、デジタルキー利用規約に定めのない事項は、T-Connect 利用規約の各条項が適用されるものとします。

# 第1条 (規約の適用)

- 1. デジタルキー利用規約は、当社とデジタルキー契約者等(次条にて定義します)との間のデジタルキーの利用に関する関係一切に適用されます。
- 2. 当社は、デジタルキーの利用条件等に関して、別途、規程等(以下、「デジタルキー諸規程」といいます)を定めることがあります。デジタルキー諸規程は、デジタルキー利用規約と一体となり、その一部を構成するものとし、デジタルキー契約者等は、デジタルキーを利用する際には、デジタルキー利用規約に加えてデジタルキー諸規程の定めも遵守するものとします。ただし、デジタルキー利用規約とデジタルキー諸規程の定めが矛盾または抵触する場合には、デジタルキー諸規程の定めが優先して適用されるものとします。

# 第2条 (定義)

デジタルキー利用規約において使用する次の各号に定める用語は、当該各号に定める意味を有するものとします。その他のデジタルキー利用規約で使用する用語は、デジタルキー利用規約において特段定義されない限り、T-Connect 利用規約および T-Connect の個人情報等の取得と利用について(https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/)に定義された意味を有するものとします。

- (1) デジタルキー契約者: デジタルキー利用規約に基づき、T-Connect のオプションサービスとして、当社との間でデジタルキー利用に関する契約が成立した者をいいます。
- (2) デジタルキー利用契約: デジタルキー利用規約に基づき、T-Connect のオプションサービスとして、当社およびデジタルキー契約者との間で成立するデジタルキーの利用に関する契約をいいます。
- (3) デジタルキー利用車両:デジタルキー契約者が所有または利用等する権限を有する車両のうち、デジタルキー利用契約に基づき、デジタルキーを利用できる車両をいいます。
- (4) デジタルキー権限受領者: デジタルキー契約者からデジタルキーの利用権限を付与された者をいいます (デジタルキー契約者自身を含みません)。
- (5) デジタルキー契約者等: デジタルキー契約者およびデジタルキー権限受領者を総称していいます。
- (6) デジタルキー利用料:デジタルキーの提供にかかる対価・料金をいいます。
- (7) デジタルキーアプリ: TMC が提供する、デジタルキーの利用に必要なスマートフォン用アプリケーションをいいます。

# 第3条 (デジタルキー利用契約の申し込み)

- 1. デジタルキーは、当社がデジタルキーを利用することができる車種として指定した車両でのみ利用することができます。デジタルキー利用契約の申し込みにあたっては、利用車両がデジタルキーを利用できる車種であるかどうかをあらかじめご確認ください。
- 2. デジタルキー利用契約の申し込みは、T-Connect の基本契約の申し込みと同時に、または事前に T-Connect の基本契 約が成立している場合に限り、行うことができます。なお、デジタルキーが利用できる車種は、こちら (https://toyota.jp/pages/contents/tconnectservice/contents/pdf/available\_car\_list.pdf) からご確認いた

だけます。

3. 前項の定めにかかわらず、当社が別途定める車両(以下、「無料期間対象車両」といいます)においては、T-Conne ct の基本契約の成立とともにデジタルキー利用契約が成立し、車両初度登録日より初回の36ヵ月点検月の末日まで無料(以下、「無料期間」といいます)でご利用いただけます。無料期間対象車両の詳細についてはこちら (https://toyota.jp/tconnectservice/service/digital\_key.html)からご確認いただけます。

# 第4条 (利用権限の付与)

- 1. デジタルキー契約者は、自己の責任と費用負担において、デジタルキーアプリを用いて、「TOYOTA アカウント」を保有する第三者(デジタルキー権限受領者)に対してデジタルキーの一部を利用することができる権限を付与することができます(以下、「デジタルキーのシェア」といいます)。デジタルキーのシェアを行った場合、デジタルキーアプリ内において、デジタルキー契約者はオーナー、デジタルキー権限受領者はシェアユーザーとそれぞれ表記されます。
- 2. デジタルキー契約者は、デジタルキーアプリ内において所定の操作を行うことにより、デジタルキー権限受領者への デジタルキーのシェアの範囲を制限し、またはデジタルキーのシェアを事後に取り消すことができます。
- 4. デジタルキーのシェア、制限および取り消しを行うには、デジタルキー契約者が、T-Connect 利用規約第4条に定める「TOYOTA アカウント」との連携を行っていることが必要です。
- 5. デジタルキー契約者は、デジタルキー権限受領者をして、T-Connect 利用規約、デジタルキー利用規約およびデジタルキー諸規程の定めを理解させ、これを遵守させるものとします。また、デジタルキー権限受領者が行った行為については、デジタルキー契約者自らが行った行為とみなされ、デジタルキー契約者は、当該行為について一切の責任を負うものとします。

### 第5条 (サービスの内容)

- 1. デジタルキーのサービス内容は、ご契約のサービスプランおよび搭載する車載機の種類によって異なります。詳細は こちら (https://toyota.jp/tconnectservice/service/digital\_key.html) からご確認いただけます。
- 2. デジタルキーは、デジタルキー契約者およびデジタルキー権限受領者が利用できます。ただし、デジタルキー権限受領者が利用できるサービスの範囲・内容は、デジタルキー利用車両、車載機および通信機の有無や種類ならびにデジタルキー契約者の契約形態、利用権限の付与状態により異なります。

# 第6条 (利用条件および遵守事項)

- 1. デジタルキーを利用するためには、デジタルキー契約者等においてデジタルキーアプリを情報通信端末 (TMC 指定の機種・OS のスマートフォンに限ります) にダウンロードすることが必要です。
- 2. デジタルキー契約者等は、自己の責任と費用負担において、デジタルキーを利用するために必要な車載機、通信機、 その他の周辺機器および通信環境を整え、また、デジタルキーの利用(デジタルキーアプリのダウンロードを含みます)に係る通信費を負担するものとします。
- 3. デジタルキー契約者等は、デジタルキーの取扱説明書およびデジタルキーアプリに記載の注意事項等に従ってデジタルキーを利用するものとします。
- 4. デジタルキー契約者は、自己またはデジタルキー権限受領者が T-Connect 利用規約、デジタルキー利用規約その他 デジタルキーの利用に関し当社が定める諸規程に反しデジタルキーを利用している場合、またはそのおそれが生じ た場合には、直ちに、当社所定の方法で、その旨を T-Connect 利用規約記載のお問い合わせ先に報告するものとします。万が一、当該報告を行わなかったことにより当社に損害が生じた場合には、デジタルキー契約者は、当該損害を 賠償する責任を負います。
- 5. 当社は、デジタルキー契約者等が本条の定めに違反した場合またはそのおそれが生じた場合には、デジタルキー契約 者等に通知することなく、デジタルキーサービスの全部または一部の提供を停止することができます。

## 第7条 (デジタルキー利用料の支払い)

デジタルキー契約者は、デジタルキー利用契約に基づき、デジタルキー利用料として別紙に定める金額を、当社に対して支払うものとします。デジタルキー利用料の支払方法および支払期日は、デジタルキー利用規約および T-Connect 利用規約第11条に定めるところによるものとします。

#### 第8条 (契約期間)

デジタルキー利用契約の契約期間は、別紙に定めるとおりとします。

#### 第9条 (個人情報等の取扱い)

デジタルキーの利用については、T-Connect の個人情報等の取得と利用について第 14 条の特則が適用されます。https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/

## 第10条 (免責)

デジタルキー契約者等は、デジタルキーを利用する場合でも、デジタルキー利用車両を運転する際には、電子キーを必ず携行するものとし、デジタルキーが作動せず、デジタルキー利用車両が使用できないことによりデジタルキー契約者等または第三者に損害が生じたとしても、当社はこれについて一切の責任を負いません。ただし、当社に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。

#### 第11条 (解約)

T-Connect 利用規約第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、無料期間対象車両におけるデジタルキー契約者は、別紙に定める無料期間(以下、「無料期間」といいます)中は、デジタルキー利用契約のみの解約を求めることはできません。無料期間中にデジタルキー利用契約の解約を希望するときは、T-Connect 基本契約自体を解約していただく必要があります。なお、T-Connect 基本契約を解約した場合は、デジタルキー利用契約も T-Connect 基本契約が終了した時点で当然に終了します。

#### 第12条 (特則)

デジタルキー契約者等のうち次の各号に記載のサービスプランの契約者については、T-Connect 利用規約およびデジタルキー利用規約の適用に関し、本条に定める特則が適用されます。

- (1) bZ4X を利用車両とする契約者。なお、本条第2号にも該当する場合は、本条第2号とそれに対応する別紙の内容が優先して適用されます。
  - (i) 第3条第3項の定めにかかわらず、T-Connect 基本契約の成立とともにコネクティッドナビ利用契約が成立し、車両初度登録日の属する月を初月とした120ヵ月目の末日まで無料で利用できるものとします。
- (2) 第3条第2項に指定した車種を利用車両とし、T-Connect 利用規約第27条に定める法人管理契約を締結する契約者
  - (i) デジタルキー利用料は、利用車両として登録するリース車両の法人リース契約期間中、当該リース契約の利用料に含まれるため、デジタルキー利用料を別途支払う必要はありません。
  - (ii)法人リース契約が、解約、解除、契約期間満了その他事由のいかんを問わず終了した場合、デジタルキー利用契約も法人リース契約が終了した時点で当然に終了します。

## 別紙

## ■デジタルキー

- (1) T-Connect エントリー (22)、T-Connect スタンダード (22)
- ①デジタルキー(標準装備またはメーカーオプション)を装着した無料期間対象車両における T-Connect エントリー(22)または T-Connect スタンダード(22)の契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、デジタルキー利用契約を締結する場合
- ※36ヵ月以降については、T-Connectのオプションサービスとしてデジタルキー利用契約の申し込みが必要です。

7,00 771 SIFIC 21 CIS	T Connect のオフンョン y これとしてアンアルヤー利用来がの中し込みが必要です。	
契約期間	【車両初度登録日以降初回の36ヵ月点検月の末日までにデジタルキー利用契約を締結する場合】	
	契約期間は、契約成立日から車両初度登録日以降初回の36ヵ月点検月の末日まで(以下、「無	料期間」といいます)です。
	無料期間内のどの時点で利用開始手続きをしても、また、無料期間内に解約がなされた後、改	めて契約がなされた場合でも、
	無料期間の満了日は変わりません。	
	デジタルキー契約者により所定の継続手続きが行われ、契約期間満了日までにデジタルキー利用	用契約の継続の効力が発生しな
い限り、デジタルキー利用契約は無料期間の満了日をもって契約終了となり		
	【無料期間満了日の翌日以降にデジタルキー利用契約を新規契約する場合または無料期間満了日」	以降もデジタルキー利用契約を
	継続する場合】	
	①無料期間満了日の翌日以降にデジタルキーを新規契約する場合	
	契約期間は、契約成立目から当該契約成立日の属する月の末日までです。契約成立日が月の	途中であっても、利用料の日割
	り計算は行いません。	
	②無料期間満了日以降もデジタルキー利用契約を継続する場合	
	契約期間は、無料期間の満了目の翌日から1ヵ月間です。	
	①②いずれの場合も、デジタルキー利用契約は自動更新契約です。デジタルキー契約者により所定	定の解約手続きが行われ、契約
	期間満了日までにデジタルキー利用契約の解約の効力が発生しない限り、契約期間満了日の翌日か	ら1ヵ月間自動的に更新され、
	以降も同様となります。	
利用料(消費税込み)	車両初度登録日以降初回の36ヵ月点検月の末日までにデジタルキー利用契約を締結する場合	無料
	無料期間満了日の翌日以降にデジタルキー利用契約を新規契約する場合または無料期間満了日	550 円/月
	以降もデジタルキー利用契約を継続する場合	
選択可能な支払方法	クレジットカード/TOYOTA Wallet (TS CUBIC)	
1		

②bZ4X を利用車両とする T-Connect スタンダード (22) の契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、デジタルキー利用契約を締結する場合 ※法人管理契約を締結した場合は、デジタルキー利用規約第12条第2号が適用されます。

※ 伝入官 生笑的 を柿箱 し	こ場合は、ブンダルギー利用規約第12条第2号が適用されます。	
契約期間	【車両初度登録日より当該登録日の属する月を初月とした120ヵ月目の末日までにデジタルキー系	刊用契約を締結する場合】
	契約期間は、契約成立日から車両初度登録日の属する月を初月とした120ヵ月目の末日まで(よ	以下、「無料期間」といいます)
	です。無料期間内のどの時点で利用開始手続きを実施しても、また、無料期間内に解約等がなる	された後、改めて契約がなされ
	た場合でも、無料期間の満了日は変わりません。	
	デジタルキー契約者により所定の継続手続きが行われ、契約期間満了日までにデジタルキー利用	用契約の継続の効力が発生しな
	い限り、デジタルキー利用契約は無料期間の満了日をもって契約終了となります。	
	【無料期間満了日の翌日以降にデジタルキー利用契約を新規契約する場合または無料期間満了日上	以降もデジタルキー利用契約を
	継続する場合】	
	①無料期間満了日の翌日以降にデジタルキー利用契約を新規契約する場合	
	契約期間は、契約成立日から当該契約成立日の属する月の末日までです。契約成立日が月の	途中であっても、利用料の日割
	り計算は行いません。	
	②無料期間満了日以降もデジタルキー利用契約を継続する場合	
	契約期間は、無料期間の満了日の翌日から1ヵ月間です。	
	①②いずれの場合も、デジタルキー利用契約は自動更新契約です。デジタルキー契約者により所知	定の解約手続きが行われ、契約
	期間満了日までにデジタルキー利用契約の解約の効力が発生しない限り、契約期間満了日の翌日か	ら1ヵ月間自動的に更新され、
	以降も同様となります。	
利用料(消費税込み)	車両初度登録日より当該登録日の属する月を初月とした120ヵ月目の末日までにデジタルキー利	無料
	用契約を締結する場合	
	無料期間満了日の翌日以降にデジタルキー利用契約を新規契約する場合または無料期間満了日	550 円/月
	以降もデジタルキー利用契約を継続する場合	
選択可能な支払方法	クレジットカード/TOYOTA Wallet (TS CUBIC)	

③デジタルキー (メーカーオプション) を装着した車両における T-Connect エントリー (22) または T-Connect スタンダード (22) の契約者のうち、T-Connect 利用規約第27条に定める法人管理契約を締結した契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、デジタルキーを利用する場合

Additional at the residence of the resid		
契約期間	契約期間は、契約者とリース店との間で締結される法人リース契約の契約期間をいいます。	
	法人リース契約の契約期間のどの時点でデジタルキー利用契約をしても、または、法人リース契約の契約期間に一旦解約がなさ	
	れた後改めてデジタルキー契約がなされた場合でも、当該法人リース契約が終了した日をもって当然に終了します。	
利用料(消費税込み)	法人リース契約の利用料に含まれます。別途のお支払いは不要です。	
選択可能な支払方法	選択不要	

#### 取引条件説明書

## (旅行業法第12条の4による取引条件説明書面)

当社が、オペレーターサービスデスクを通じ、T-Connect のオプションサービスであるオペレーターサービス Plus 契約者または T-Connect for CROWN 契約者であるお客様(以下、「お客様」といいます)より旅行の手配をお引き受けする場合、お客様は、当社と手配旅行契約(以下、「旅行契約」といいます)を締結することになります。この書面は、旅行業法第 12 条の 4 に基づきお客様に交付する取引条件説明書面であり、旅行契約が成立した場合は、同法第 12 条の 5 および当社の旅行業約款第 10 条第 1 項の契約書面(以下、「契約書面」といいます)の一部として取り扱います。お客様が締結しようとする旅行契約の内容は、この書面および取引条件説明書(個別事項)(以下、これらを総称して「取引条件説明書面」といいます)に記載したところによります。

#### 1. 旅行契約の目的

- (1) 当社はお客様の委託によりお客様のために代理、媒介、取次ぎをすること等によりお客様が取引条件説明書(個別事項)に記載された運送・宿泊機関の提供する運送・宿泊サービス(以下、「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができるように手配することを引き受けます。
- (2) 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、満員、休業、条件不適等の事由により、 運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合であっても、旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了します。

#### 2. 取引条件説明書面の交付等について

- (1) 当社は、取引条件説明書面の記載事項を、T-Connect の契約者専用サイトである My TOYOTA (WEB) に HTML 形式および PDF 形式 (Adobe Reader で閲覧可能な状態) で掲載します。なお、My TOYOTA (WEB) は「TOYOTA アカウント」によるログインが必要です。
- (2) 当社と旅行契約を締結しようとするお客様は、前号に基づき掲載された取引条件説明書面の記載事項を確認のうえ、旅行契約を申し込むものとします。

#### 3. 旅行契約の申し込みと契約の成立時期

- (1) 契約の申込方法
- ① 旅行契約を締結しようとするお客様は、車載機、携帯電話、スマートフォンまたは固定電話を通じてオペレーターサービスデスクにお電話いただき、応対したオペレーターに依頼しようとする旅行サービスの内容・日時その他の必要事項を申し出て契約をお申し込みください。
- ② 健康を害している方、身体に障害のある方、食物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、補助犬使用者の方その他特別な配慮を必要とする方は、その旨をお申し出ください。当社は運送・宿泊機関にその旨をお伝えします。その場合、運送・宿泊機関からお客様のために講じた特別な措置に要する費用に関する請求があったときは、当該費用はお客様の負担とします。
- ③ 当社は、次に掲げる場合において、旅行契約の締結に応じないことがあります。
  - ア. お客様が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業または総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
  - イ. お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為またはこれらに準ずる行為を行ったとき。
  - ウ. お客様が風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を棄損しもしくは当社の業務を妨害する行為またはこれらに準ずる行為を行ったとき。

エ. 当社の業務上の都合があるとき。

(2) 契約の成立時期

旅行契約は、当社が前号①のお申し込みを承諾する旨の通知がお客様に到達したときに成立します。

## 4. 通信契約の申し込みと契約の成立時期(航空券手配)

- (1) 当社は、当社の手配代行者が提携するクレジットカード会社(以下、「提携会社」といいます)のカード会員(以下、「会員」といいます)より、会員の署名なくして航空券代金の支払いを受けることを条件に、電話による航空券の手配を目的とする旅行契約(以下、「通信契約」といいます)の申し込みを受け付けます。
- (2) 当社と通信契約を締結しようとするお客様は、お申し込みに際し、依頼しようとする航空券に関する情報に加えて、会員番号、カード有効期限その他オペレーターより案内のある事項についてお申し出いただきます。
- (3) 通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達したときに成立します。
- (4) 通信契約での「カード利用日」は、会員および当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払いまたは払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日(ただし取消・払戻手数料の発生しない航空券の手配の場合には、航空券の発券および航空券代金等が確認できた日)、後者の場合は当社がお客様に払い戻す額を通知した日となります。
- (5) 当社は、お客様の指定するクレジットカードが無効である場合には、通信契約の申し込みをお断りします。

#### 5. 契約書面の交付等

- (1) 当社は、旅行契約の成立後速やかに、旅行業法第 12 条の 5 第 1 項に定める契約書面に記載すべき事項を、T-Connect の契約者専用サイトである My TOYOTA (WEB) に HTML 形式および PDF 形式 (Adobe Reader で閲覧可能な 状態) で掲載する方法により、お客様に提供します。なお、My TOYOTA (WEB) は「TOYOTA アカウント」によるログインが必要です。
- (2) お客様は、当社より提供された契約書面の記載事項を確認するものとし、記載事項の内容に誤りがあった場合には、速やかに下記お問い合わせ先に連絡するものとします。

【T-Connect サポートセンター】

TEL: 0800-500-6200 受付時間: 9:00~18:00 年中無休

#### 6. 旅行代金

- (1) 当社がお客様のためにオペレーターサービスデスクを通じた旅行サービスの手配を行うにあたり、当社所定の旅 行業務取扱料金は発生しません。
- (2) お客様が宿泊機関の提供する宿泊サービスの手配を目的とする旅行契約を締結した場合は、お客様は、宿泊機関に対し、直接旅行代金を支払う義務を負うものとします。当社は、お客様の宿泊機関に対する旅行代金のお支払いに何ら関与しないものとし、お客様と宿泊機関との間のお支払いに関する紛争等について一切責任を負いません。
- (3) お客様が運送機関の提供する航空券の手配を目的とする通信契約を締結した場合は、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票へのお客様の署名なくして旅行代金の支払いを受けます。
- (4) 運送・宿泊機関の料金の改訂、その他の事情により、当社が手配した旅行サービスの旅行代金に変更が生じる場合があります。この場合、当社は旅行代金の変動に関し、お客様に対して何ら責任を負いません。

#### 7. 旅行契約の内容の変更

(1) お客様が旅行契約の内容の一部または全部の変更を希望されるときは、オペレーターサービスデスクにお電話いただき変更内容をお申し出ください。当社は可能な限りその求めに応じます。

- (2) 前号に基づき旅行契約の内容を変更する場合、お客様は、契約内容の変更に伴い、運送・宿泊機関に支払うべき取消料、違約料、変更料その他の費用がある場合には、これらの費用を負担するものとします。
- (3) 手配旅行契約の内容の変更によって生じた旅行代金の増加または減少はお客様に帰属するものとします。なお、 通信契約を締結されたお客様については、お客様のカードにより所定の伝票へのお客様の署名なくして変更分の 旅行代金の支払いを受けまたはカードに対し払い戻しの手続きを取ります。

## 8. 旅行契約の解除

- (1) お客様による任意解除
  - ① お客様は、旅行契約の全部または一部を解除することができます。宿泊サービスの手配を目的とする旅行契約を解除される場合は、オペレーターサービスデスクにお電話いただくか、お客様ご自身で宿泊機関にご連絡ください。航空券の手配を目的とする旅行契約を解除される場合は、オペレーターサービスデスクにお電話ください。
  - ② 前①に基づき旅行契約が解除された場合、お客様は、既に提供を受けた旅行サービスの費用、未提供の旅行サービスに関する取消料、違約料その他の運送・宿泊機関に支払うべき費用を負担するものとします。
- (2) お客様の責めに帰すべき事由による解除
- ① 当社は、お客様が次のア、イに定める事由に該当する場合には、旅行契約を解除することがあります。
  - ア. 通信契約を締結した場合であって、お客様の有するクレジットカードが無効になる等、カード会社より旅行 代金を決済できないとき。
  - イ. 第3項第1号③のアからウまでのいずれかに該当することが判明したとき。
- ② 前①に基づき旅行契約が解除された場合、お客様は、既に提供を受けた旅行サービスの費用、未提供の旅行サービスに関する取消料、違約料その他の運送・宿泊機関に支払うべき費用を負担するものとします。
- (3) 当社の責めに帰すべき理由による旅行契約の解除

当社の責めに帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能となったときは、お客様は旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金から既にその提供を受けた旅行サービスの対価として支払った費用またはこれから支払わなければならない費用を控除した残金を払い戻します。

## 9. 当社の責任

- (1) 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社または手配代行者が故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償すべき責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- (2) お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社または当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、前号の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- (3) 当社は、手荷物について生じた第1号の損害については、同号の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度(当社に故意または重大な過失がある場合を除きます)として賠償します。

## 10. お客様の責任

- (1) お客様の故意または過失により当社が損害を被ったときは、お客様は当該損害を賠償しなければなりません。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面(取引条件説明書面の記載事項の交付をもって契約書面の記載事項の交付があったものとして取り扱う場合には取引条件説明書面)に記載されたお客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

## 11. 個人情報の利用目的および第三者提供について

当社は、旅行契約の申し込みの際にご提供いただいたお客様の個人情報について、T-Connect の個人情報等の取得と利用についての定めに従って取り扱うほか、お客様との連絡や旅行サービスの手配のために利用し、また、旅行サービスの手配手続に必要な範囲内で、運送・宿泊機関に電話での伝達、FAXの送信、書面の送付、データによる送信の方法により提供するものとし、お客様はこれに同意するものとします。

## 12. 旅行業約款等について

- (1) 旅行契約の内容・条件に関し、取引条件説明書面に定めのない事項は、当社の旅行業約款によります。
- (2) 運送・宿泊機関がお客様に提供する旅行サービスについては、当該サービスを提供する運送・宿泊機関の定める 約款等が適用されます。

〈旅行業務取扱〉 愛知県知事登録旅行業第 2-1228 号

トヨタコネクティッド株式会社

愛知県名古屋市中区錦一丁目 11 番 11 号 名古屋インターシティ 14 階

〈取扱営業所〉 トヨタコネクティッド株式会社

愛知県名古屋市中区錦一丁目 11番 11号 名古屋インターシティ 14階

電話番号:052-219-6700

〈お問い合わせ窓口〉 電話番号:0800-300-3388 受付時間:9:00~18:00 年中無休

〈旅行業取扱管理者〉 鶴田 祐之(つるた ゆうじ)

お客様からのご依頼がある場合には、上記の者が説明を行います

#### 車内 Wi-Fi 利用規約

車内 Wi-Fi 利用規約は、T-Connect 利用規約に付随して、T-Connect のオプションサービスとしてトヨタコネクティッド株式会社(以下、「TC」といいます)が提供する「車内 Wi-Fi」のサービスの利用条件を定めるのです。車内 Wi-Fi 利用規約は、T-Connect 利用規約と一体となり、その一部を構成するものであり、車内 Wi-Fi 利用規約に定めのない事項は、T-Connect 利用規約の各条項が適用されるものとします。

#### 第1条 (規約の適用)

- 1. 車内 Wi-Fi 利用規約は、TC と車内 Wi-Fi 契約者等(次条にて定義します)との間の車内 Wi-Fi の利用に関する関係 一切に適用されます。
- 2. TC は、車内 Wi-Fi の利用条件等に関して、別途、規程等(以下、「車内 Wi-Fi 諸規程」といいます)を定めることがあります。車内 Wi-Fi 諸規程は、車内 Wi-Fi 利用規約と一体となり、その一部を構成するものとし、車内 Wi-Fi 契約者等は、車内 Wi-Fi を利用する際には、車内 Wi-Fi 利用規約に加えて車内 Wi-Fi 諸規程の定めも遵守するものとします。ただし、車内 Wi-Fi 利用規約と車内 Wi-Fi 諸規程の定めが矛盾または抵触する場合には、車内 Wi-Fi 諸規程の定めが優先して適用されるものとします。

## 第2条 (定義)

車内 Wi-Fi 利用規約において使用する次の各号に定める用語は、当該各号に定める意味を有するものとします。その他の車内 Wi-Fi 利用規約で使用する用語は、車内 Wi-Fi 利用規約で特段定義がされない限り、T-Connect 利用規約および T-Connect の個人情報等の取得と利用について(https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/)において定義された意味を有するものとします。

- (1) 車内 Wi-Fi 契約者: 車内 Wi-Fi 利用規約に基づき、 T-Connect のオプションサービスとして、 TC との間で車内 Wi-Fi の利用に関する契約が成立した者をいいます。
- (2) 車内 Wi-Fi 利用契約: 車内 Wi-Fi 利用規約に基づき、 T-Connect のオプションサービスとして、 TC および車内 Wi-Fi 契約者との間で成立する車内 Wi-Fi の利用に関する契約をいいます。
- (3) 車内 Wi-Fi 車両利用者: 車内 Wi-Fi 契約者から利用車両における車内 Wi-Fi の利用を許諾された者をいいます (車内 Wi-Fi 契約者自身を含みません)。
- (4) 車内 Wi-Fi 契約者等: 車内 Wi-Fi 契約者および車内 Wi-Fi 車両利用者を総称していいます。
- (5) 車内 Wi-Fi 利用料: 車内 Wi-Fi の提供にかかる対価・料金をいいます。

## 第3条 (車内 Wi-Fi 利用契約の申し込み)

- 1. 車内 Wi-Fi は、TC が車内 Wi-Fi を利用することができる車種として指定した車両でのみ利用することができます。 車内 Wi-Fi 利用契約の申し込みにあたっては、利用車両が車内 Wi-Fi を利用できる車種であるかどうかをあらかじめご確認ください。
- 2. 車内 Wi-Fi 利用契約の申し込みは、T-Connect 基本契約の申し込みと同時に、または事前に T-Connect 基本契約が成立している場合に限り、行うことができるものとします。車内 Wi-Fi が利用できる車種は、こちら

(https://toyota.jp/pages/contents/tconnectservice/contents/pdf/available\_car\_list.pdf) からご確認いただけます。

#### 第4条 (サービスの内容)

1. 車内 Wi-Fi は、車載機および DCM の通信システムを利用して、利用車両の車内におけるインターネット接続環境を 提供するサービスです。詳細はこちら (https://toyota.jp/tconnectservice/service/wifi incar.html) からご確 認いただけます。

2. 車内 Wi-Fi は、車内 Wi-Fi 契約者および車内 Wi-Fi 車両利用者が利用できます。

## 第5条 (利用条件および遵守事項)

- 1. 車内 Wi-Fi 契約者等は、車内 Wi-Fi の利用に必要な ID およびパスワード等(以下、「車内 Wi-Fi 用 ID 等」といいます)を自らの責任で適切に管理するものとします。車内 Wi-Fi 用 ID 等の下で行われた一切の行為は、車内 Wi-Fi 契約者等による行為とみなされ、TC は、車内 Wi-Fi 用 ID 等の不正利用に関し一切の責任を負わないものとします。
- 2. 電波状況、通信回線の混雑等により、車内 Wi-Fi が利用できず、または、通信速度が低下する場合があります。TC は、車内 Wi-Fi 契約者および車内 Wi-Fi 車両利用者に対し、これらにつき一切の責任を負いません。
- 3. 本条に規定するほか、車内 Wi-Fi の提供条件の詳細については、TC が別途定める DCM 通信サービスに関する重要事項説明書および車内 Wi-Fi の通信サービスに関するご説明書をご確認ください。

https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/

## 第6条 (車内 Wi-Fi 利用料の支払い)

車内 Wi-Fi 契約者は、車内 Wi-Fi 利用契約に基づき、車内 Wi-Fi 利用料として別紙に定める金額を、TC に対して支払うものとします。車内 Wi-Fi 利用料の支払方法および支払期日は、車内 Wi-Fi 利用規約および T-Connect 利用規約第11条に定めるところによるものとします。

## 第7条 (契約期間)

車内 Wi-Fi 利用契約の契約期間は、別紙に定めるとおりとします。

#### 第8条 (特則)

車内 Wi-Fi 契約者のうち本条に記載のサービスプランの契約者については、T-Connect 利用規約および車内 Wi-Fi 利用規約の適用に関し、本条に定める特則が適用されます。

- (1) 第3条第2項に指定した車種を利用車両とし、T-Connect 利用規約第27条に定める法人管理契約を締結する契約者
  - (i) 車内 Wi-Fi 利用料は、利用車両として登録するリース車両の法人リース契約期間中、当該リース契約の利用料に含まれるため、車内 Wi-Fi 利用料を別途支払う必要はありません。
  - (ii)法人リース契約が、解約、解除、契約期間満了その他事由のいかんを問わず終了した場合、車内 Wi-Fi 利用契約も法人リース契約が終了した時点で当然に終了します。

## 別紙

## ■車内 Wi-Fi

(1) T-Connect スタンダード (22)

①車内 Wi-Fi の利用ができる車種における T-Connect スタンダード(22)の契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、車内 Wi-Fi 利用契約を締結 する場合

,	
契約期間	契約期間は、契約成立日から当該契約成立日の属する月の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計
	算は行いません。
	車内 Wi-Fi 利用契約は、自動更新契約です。車内 Wi-Fi 契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに車内 Wi ┃
	-Fi 利用契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに車内 Wi-Fi 利用契約を更新しない旨の意思表示
	をしない限り、契約期間満了日の翌日から1ヵ月間自動的に更新され、以降も同様となります。
	ただし、車載機(ナビ)より支払方法をTOYOTA Wallet (Wallet QR) にて申し込んだ場合は、当該契約は自動更新されません。
	この場合、当該契約期間の満了日をもって契約終了となります。
利用料 (消費税込み)	1,100円/月
選択可能な支払方法	クレジットカード/TOYOTA Wallet (TS CUBIC) /TOYOTA Wallet (Wallet QR)

②T-Connect スタンダード (22) の契約者のうち、T-Connect 利用規約第27条に定める法人管理契約を締結した契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、車内 Wi-Fi を利用する場合

契約期間	契約期間は、契約者とリース店との間で締結される法人リース契約の契約期間をいいます。
	法人リース契約の契約期間のどの時点で車内 Wi-Fi 利用契約をしても、または、法人リース契約の契約期間に一旦解約がなされ
	た後改めて車内 Wi-Fi 契約がなされた場合でも、当該法人リース契約が終了した日をもって当然に終了します。
利用料(消費税込み)	法人リース契約の利用料に含まれます。別途のお支払いは不要です。
選択可能な支払方法	選択不要

# 車内 Wi-Fi の通信サービスに関するご説明書

本説明書は、以下のサービスプランをご契約された契約者のみご確認ください。「T-Connect スタンダード (22)」のオプションサービスである車内 Wi-Fi

本説明書は、T-Connect のオプションサービスとして車内 Wi-Fi をご契約の場合に提供される Wi-Fi によるインターネット接続サービスの契約内容に関する重要なお知らせです。十分にご確認ください。

なお、本説明書で使用する用語は、本説明書で特段定義がされない限り、T-Connect 利用規約で定義された意味を有するものとします。

電	気通信事業者の名称	トヨタコネクティッド株式会社(以下、「TC」といいます)
電	気通信事業者の連絡先	【T-Connect サポートセンター】
		TEL: 0800-500-6200 受付時間: 9:00~18:00 年中無休
契約	約者情報	車載機の「T-Connect」または「T-Connect 設定」内に契約者氏名、住所、電話番号が掲
		載されています。
有	サービス名称	車内 Wi-Fi
料	種類	仮想移動電気通信サービス (MVNO サービス) (無線インターネット専用サービス)
オ	品質	・車内 Wi-Fi は KDDI 株式会社(以下、「KDDI」といいます)の通信回線による専用通信モ
プ		ジュール(DCM)を利用しており、DCMの通信方式は、KDDIの LTE 対応の au 携帯電話の
シ		通信方式と同一です。
3		・回線の状況や契約者のご利用場所等により、通信速度が大幅に低下する場合や、通信自
ン		体がご利用いただけなくなる場合があります (DCM による通信はベストエフォート方式
サ		を採用しています)。
		・T-Connect はデータ取得に通信を利用するため、通信環境の整わない状況では車内 Wi-Fi
ビ		を利用できません。
ス	提供を受けることが	・サービスエリアについては、KDDI のホームページでご確認ください。
ک	できる場所	・トンネル内・地下・屋内・ビルの陰・山間部等の電波の届かないところや、サービスエ
L		リア外ではご使用になれません。また、高地・高層ビル等の高層階等の電波状態の悪い
て		ところおよび気象条件によっては、ご利用になれないことがあります。
提	緊急通報に係る制限	緊急通報を利用することはできません(警察、海上保安機関、消防機関へ直接的に通報す
供		ることはできません)。
さ	青少年有害情報フィ	車内 Wi-Fi を利用することで、青少年がインターネット上の青少年有害情報を閲覧する可
れ	ルタリング	能性があるほか、場合によっては、青少年が違法または有害な行為に関与する可能性があ
る		ります。車内 Wi-Fi 利用契約の契約者または使用者に 18 歳未満の青少年が含まれる場合
電		には、青少年有害情報フィルタリングサービスのご利用を条件として、車内 Wi-Fi を提供
気		します。
通		青少年有害情報フィルタリングサービスのご利用が必要な場合には、別途、自らの責任と
信		負担にて、当該サービスをご契約ください。
役		【青少年有害情報フィルタリングサービス】
務		i-フィルター for マルチデバイス (デジタルアーツ株式会社提供)
0		https://www.daj.jp/cs/products/multidevice/
内		(なお、上記は青少年有害情報フィルタリングサービスの一例であり、上記サービスのご

容の他の利用制限	利用に限定するものではございません) 車内 Wi-Fi 利用契約の契約者または使用者が青少年であるにもかかわらず、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を希望しない場合には、青少年が青少年有害情報を閲覧することがないよう、保護者において適切に監督いただく必要があります。この場合、TCの求めに応じ、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない正当な理由等が記載された書面を提出しなければなりません。
その他の利用制限	・直近3日間(当日は含みません)で合計6GB以上の通信をした場合、終日速度制限がかかることがあります。ただし、DCM通信における速度制限の対象となるデータ通信量は、KDDIにより変更される場合があります。 ・ヘルプネットでの緊急通報中および保守点検中は、ヘルプネットの通信が優先されるため、車内Wi-Fiを含む、その他のT-Connectサービスをご利用できない可能性がありませ
	す。 ・将来において、KDDIにて、停波や通信に使用する電波の割当て等が変更になった場合、T-Connectおよび車内Wi-Fiが使用できなくなる場合があります(その場合は事前にご連絡いたします)。
	・GPS 信号を長い間(数ヵ月間)受信していないとき、または12V バッテリーとの接続が断たれたときは、データ通信ができなくなることがあります。この場合は、GPS 信号が受信できる場所に車を移動した後、データ通信が可能となっていることを確認してください。
DCM による通信サービス	車内 Wi-Fi 利用契約の成立日から提供します(車載機にて利用開始のための手続き・設定
の提供開始時期	を完了した日です)。
通信料金、その他の料	・車内 Wi-Fi をご利用の場合、T-Connect 基本利用料等に加え、車内 Wi-Fi 利用料
金、期間限定の割引の適	(1,100円/月、税込み) のお支払いが必要です。
用期間等の条件等	・車内 Wi-Fi 利用料額およびお支払方法の詳細については T-Connect 利用規約および車内 Wi-Fi 利用規約に記載していますのでご確認ください。
	【T-Connect 利用規約および車内 Wi-Fi 利用規約】
	https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/
料金の支払方法・時期	契約者が選択した支払方法が適用されますので、支払方法は My TOYOTA (WEB) の「ご利用明細」でご確認ください。
	なお、車内 Wi-Fi 利用料の締め日は当月末日、決済日は翌月1日です。
	・クレジットカードによる支払い:支払時期は、契約者と各カード会社との約定に基づき
	ますので、カード会社へお問い合わせください。
	・TOYOTA Wallet (TS CUBIC) による支払い:支払時期は、契約者と各カード会社との約
	定に基づきますので、カード会社へお問い合わせください。
	・TOYOTA Wallet (Wallet QR) による支払い:TOYOTA Wallet (Wallet QR) のご請求は、
	トヨタファイナンシャルサービス株式会社が定める条件に基づきます。
契約解除・契約変更の連 絡先および方法	・車内 Wi-Fi は車内 Wi-Fi 利用契約を解約することにより、その旨の届出が TC に到達した日の属する契約期間の満了日をもって解約することができます。解約を希望するときは、My TOYOTA (WEB) もしくは車載機にて手続きを行うか、または T-Connect サポートセンターにご連絡ください。My TOYOTA (WEB) または車載機での解約手続きには、「TOY
	OTA アカウントと T-Connect ID を連携させたうえ、「TOYOTA アカウント」に登録しているメールアドレスおよびパスワードによるログインが必要です。
<del></del>	

# ・万が一、解約手続きを実施しないまま、お車を処分する等した場合は、My TOYOTA (WE B) にて解約手続きを行うか、電気通信事業者の連絡先(T-Connect サポートセンター)にご連絡ください。

# 契約解除・契約変更の条 件等

- ・T-Connect 利用契約が解約その他理由のいかんを問わず終了した場合、車内 Wi-Fi 利用 契約も T-Connect 利用契約が終了した時点で自動的に終了します。
- ・車内 Wi-Fi 利用契約期間中の解約であっても、支払済みの車内 Wi-Fi 利用料金は返金されません。
- ・車内 Wi-Fi 利用契約は、自動更新契約です。車内 Wi-Fi 利用契約の契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに車内 Wi-Fi 利用契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに車内 Wi-Fi 利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から1ヵ月間自動的に更新され、以降も同様となります。

ただし、車載機より支払方法を TOYOTA Wallet (Wallet QR) にて申し込んだ場合は、 当該契約は自動更新されません。この場合、当該契約期間の満了日をもって契約終了と なります。

・車内 Wi-Fi 利用契約の契約者の希望により、DCM による通信サービスについての契約内 容の変更をすることはできません。

## 初期契約解除制度の案内

車内 Wi-Fi は、初期契約解除制度の対象です。

- 1. 本書面を契約者が受領した日から起算して8日を経過するまでの間、書面により車内 Wi-Fi の利用に係る契約の解除を行うことができます。この効力は書面を発した時に 生じます。
- 2. この場合、契約者は損害賠償もしくは違約金その他の金銭等を請求されることはありません。また、契約に関連して TC が金銭等を受領している際には当該金銭等を契約者に返還いたします(ただし、電気通信事業法その他の法令に基づき TC が契約者に請求することができる金銭を除きます)。
- 3. TC または販売店が初期契約解除制度について不実のことを告げたことにより契約者が告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによって8日を経過するまでに契約を解除しなかった場合、改めて車内Wi-Fiに係る契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して8日を経過するまでの間であれば車内Wi-Fiに係る契約を解除することができます。
- 4. 【お問い合わせ先・書面の送付先】

₹460-0003

愛知県名古屋市中区錦一丁目 11 番 11 号 名古屋インターシティ 14 階 トヨタコネクティッド株式会社(T-Connect サポートセンター)

TEL: 0800-500-6200

<書面による解除の記載例>

₹ 460-0003

愛知県名古屋市中区錦一丁目 11番 11号

名古屋インターシティ 14 階

トヨタコネクティッド株式会社

T-Connect サポートセンター 行

契約書面受領日 (契約成立日)

○年○月○日

①ご住所

②ご契約者名

③お電話番号

**4**T-Connect ID #\*\*\*\*\*\*

⑤契約サービス 車内 Wi-Fi

上記契約を解除します。